

第七編
現
代

概 説

矢吹町史は、昭和二十年（一九四五）八月十五日、ポツダム宣言を受諾し太平洋戦争（大東亜戦争）の終わった日を現代の始点とした。敗戦と戦後の改革が、日本の歴史にとって、大きな画期となったからである。それは、敗戦を契機とする天皇制の解体および軍国主義の一掃によって、反戦・平和の思想が国民の間にひろがり、基本的人権の尊重と民主主義思想が定着した。また戦後の諸改革は、一般の人々の政治的地位を高め言論・思想の自由が、政治に主体的とりくむ人々を生み、体制の変革と新しい社会の建設をめざす政党が公然と活動しはじめたことなど、日本の歴史上はじめてのことであり、このような短期間の改革は、明治維新とならぶ重要な歴史的意義をもつものであると同時に世界的にも第二次世界大戦の終結は大きな転換期である。

現代は、私たちが現にその中に生き、歴史の変革と創造に参加している線上にある。そして未来への転換をつづけ完結していない時代でもあるが、本編は昭和五十年（一九七五）前後を一応の終点にして記述することとした。

矢吹町の現代は、次のように区分することができよう。それは国際、国内の政治・経済の情勢と深くかかわっていることである。

第一の区分は、昭和二十年（一九四五）八月十五日から、昭和三十年（一九五五）の町村合併による新矢吹町誕生までの一〇年間である。この期間の大半は連合国の占領下におかれ（実質はアメリカ軍）国家主権を失っていた時代（昭和二十七年対日平和条約・日米安全保障条約の発効まで）である。その前半は変革と復興の時期であり、昭和二十五年（一九五〇）の朝鮮戦争を前後として後半は、占領政策の転換から、いわゆる「逆コース」の時期である。

ポツダム宣言の受諾は、町民に強い衝撃を与え、呆然とした人々の目をさましたのは「連合軍の命により」という冠詞がつけられた示達によって、つぎつぎに出されてくる旧体制否定のための処置であった。非常に短期間の間に、あらゆる

軍事色の一掃と非民主的な体制の否定がおこなわれ、矢吹にあった陸軍飛行の解体も嚴重にすすめられた。それと同時に生活とのたたかいはじまった。物資は極度に不足し、食糧難は日ごとに深刻さを加え、悪性インフレーションに生活はおびやかされ、農民は地力の失った耕地に鎌をふるい、矢吹が原を中心とした開拓入植者は大地とのたたかいはじめた。こうした中であつて人々の表情は明るかつた。「新日本建設」「文化国家建設」の意気に燃え、さまざまな団体がつくり活動し、革新政党の活動も活発となり、日本国憲法が制定され、地方自治法が公布され、統一選挙がおこなわれ地方自治が発達する。戦後の「民主化」の中でとりわけ重要なのは「農地改革」である。これによって農村の状況は一変する。町にも村にも民主的雰囲気充滿する。

しかし昭和二十四年（一九四九）中華人民共和国の成立、二十五年朝鮮戦争の勃発は、占領政策の転換となり、独占資本の再建と労働者の弾圧、再軍備の進行をうながし、いわゆる「逆コース」が進み、昭和二十七年対日平和条約・日米安全保障条約が発効し独立日本が誕生するが対米従属は強められていく。この時期、平和・憲法・独立問題で大衆運動の高揚期を迎える。

第二の区分は、昭和三十年の町村合併から昭和四十五年（一九七〇）のいわゆる七〇年代の高度成長政策のゆきずまりの兆（きざし）があらわれるまでの一五年間である。

この時期は昭和三十五年（一九六〇）の改訂日米安全保障条約を境として、前期と後期に区分できよう。昭和三十年代の前半は、国内では保守合同が成立し政界は再編され、保守の独裁体制が確立し、国際協調の路線が広がりを見せ、日ソ国交回復、国連への加入によって戦後はじめて国際社会に仲間入りし貿易の伸長、技術革新を軸とした経済は急速に発展して神武景気、岩戸景気といわれる第一次の高度成長期になる。

地方自治は、自治体の再編強化、合理化がおこなわれ、財政面からの国への従属化が強まっていくことになる。新矢吹町の建設を夢に町村合併した矢吹町は初年度に財政再建団体となり赤字をかかえるが住民の努力によって計画を早めて健全財政にもどる。一方住民の宿願であつた羽鳥ダムの完成によって、矢吹が原は畑作地帯から水田稲作地帯に変容をとげ

る。こうして本格的な町づくりが展開される。

昭和三十五年（一九六〇）、安保条約の改訂によるいわゆる新安保体制で、日本の経済の発展にともない、日本の経済力・軍事力はアジアにおいて大きな位置をしめるようになり、アメリカとの関係は新しい段階にはいった。所得倍増・高度経済成長政策は第二次の高まりをみせ工業を中心とした開発は進行した。しかし戦争・平和に対する危機感は一層強まり、また工業優先の開発は農業に大きな問題を残し、公害問題も生むことになった。

矢吹町ではこの時期が町づくりの第一の時期で諸施設の整備・拡充、水道事業、工場誘致を積極的にすすめる、道路の整備などがおこなわれた。東北縦貫自動車道の建設は、矢吹町を首都圏に吸収し、町の産業構造を大きくかえようとした。一方農業は余剰米を生み米作制限が強制され、「農業基本法農政」は「総合農政」に転換されてくる。そしてさまざまなひずみをはらみつ七〇年代を迎えることになる。

第三の区分は、昭和四十五年（一九七〇）以後で現在に引続く時期である。四十六年八月のドルショック、四十八年十月のオイルショック、四十九年からの「物価の高騰」、五十年の戦後初の経済マイナス成長と高度経済成長政策の転換をせまる材料が続出し、今なお慢性不況とインフレーションが続ぎ、その上エネルギー問題が大きな課題となつて、経済の曲り角になっている。政治の上でも保革伯仲の時代を迎えた。

矢吹町では、昭和四十六年「さわやかな田園都市」をスローガンに、農業と工業の調和、公害・交通問題、福祉の向上、健全な人づくり、などを内容とした町政が展開され、町づくりの第二の新しい段階を迎えた。中央公民館の建設、町役場庁舎の建設、総合運動場・児童公園・幼稚園・保育所の建設など社会福祉と生活の向上に努めている。しかし総需要抑制、経済の低成長期を迎える昭和五十年になると地方自治体の事業の進行に重大な支障となり、産業経済のひずみは住民の生活と地方自治体の財政を直撃した。政府はおくればせながら、第三次全国総合開発計画を発表し（五十二年）「定住圏構想」「田園都市構想」「地方の時代」を打ちだし、県は「文化元年」をスローガンに文化の振興に力を入れ、高度経済成長政策の見直しを強め、政策の転換をはかろうとしている。「省エネルギー」が合ことばにされ（五十四年）石油危

機も深刻化した。しかし事態は改善されず今後待つべきものが多い。

東北縦貫自動車道の開通にともなう、矢吹インターチェンジの開設は、首都圏と短時間で結ばれることになり、東北新幹線の工事も進行している。農業構造改善事業は全町の八五パーセントの耕地を完了し、上水道の拡充とあいまって下水道の整備も進められている。第二次矢吹町振興計画（五十一年）が策定され、さらに見直しを含めて第三次振興計画の策定も急がれている。駅前周辺の都市計画や住民の安定した居住圏の整備がなされ、間なく開校される町内四校目の小学校など「人づくり」、文化生活の向上も積極的にとりくまれるであろう。

八〇年代（昭和五十五年）は町民の英知と総力を結集して未来にむけてすばらしい「ふるさと」を残す努力を傾ける年代になるであろう。現代は生きている時代であり、評価も定まらない時代でもある。その点から本編は主な経過を述べたにすぎない。細部にわたる今後の研究に多くを期待したい。

（藤田 正雄）

第一章 戦後の復興

一 敗戦の混乱と生活

（一）ポツダム宣言の受諾 じみだく

昭和二十年（一九四五）八月十五日正午、雑音の鳴るラジオのスピーカーから、はじめて聞く天皇の

言葉が聞こえてきた。

「朕ハ帝國政府ヲシテ米英支蘇四國ニ對シ其ノ共同宣言ヲ受諾スル旨通告セシメタリ」日本の降伏によって戦争を終結するということを知った時、その衝撃は深刻であった。多くの人々は涙を流した。

つい先ほどまで、「本土決戦」が目前にあり「聖戦完遂」のために「一億火の玉」となって戦うことしか生きる道がないとされ、「勝つために！」という大義名分のために全生活がそこに集中され、肉親の死にも、あらゆる非人間的行為も、どんな理不尽なみじめな抑圧や困難に対しても抗議も不平不満も口にせず、悲しみと苦しさに耐えてきた今までの生活は、いったい何のためだったのか、冷静さをとりもどし、明日を考えるまでにはかなりの時間を必要とした。

戦争は終わった、真夏の一日は日本中の人々を深い虚脱感と混沌の渦の中におとし入れた。

飛行場をもつ矢吹の町は、たびたび空襲の恐怖にさらされ、飛行機をもたない飛行士が町にあふれているだけに深刻であった。

十五年にわたる戦争は、かつてない惨禍を国民にもたらした、その正確な実態はいまだに明らかにされていない。昭和四十八年八月十五日の第二八回目の「終戦記念日」に、各新聞社は戦争の犠牲者を「三一〇万人」と発表し、その内訳は軍人・軍属・準軍属で戦死・戦病死した者二三〇万人、外地で死亡した民間人三〇万人、内地の戦災による死亡者五〇万人と報じているが、きわめて大ざっぱな概算であらう。

矢吹町では戦没者のみあげれば、旧中畑村九八名、旧三神村一六六名、旧矢吹町二二七名、計四九一名が忠魂碑などに銘記されている（『矢吹町史』⁴巻資料編Ⅲ、⁵一七六九、七七〇、七七一）。

また費やした戦費は、日清戦争の二億円、日露戦争の一七億円に比べると七、五五八億円という巨額にのぼり、物価の変動があるとしても、これは当時の国家予算の約一〇〇年分に当たる。こうしてすべてを軍事費につきこんで国民に耐え強制した戦争の結果は完全な壊滅であり、都市は焦土と化し国土は荒廃し、産業は軍需産業以外はまったくなくなり、食糧難は極度に瀕し飢餓の中で敗戦を迎えた。

占領軍の進駐

昭和二十年八月二十日、アメリカ占領軍の先遣隊が神奈川県厚木飛行場に到着した。二日おくれで三日進駐した。連合軍による占領開始はこの時からではなかった。

日本の全領土は、名目上は連合国であるが実質上はアメリカ軍隊の占領下におかれることになった。私たちは敗戦を終戦といひ、占領軍を進駐軍と呼んだ。

九月二日 東京湾上のミズリー号上で降伏文書の調印がおこなわれ、連合軍の日本占領は東京・京阪神と進んだ。連合軍総司令部（G・H・Q）が皇居と向かい合う日比谷の東京第一生命相互ビルに設置され、形式上は直接軍政ではなく、日本政府を通じておこなわれる間接統治であるが、ここから発する指令や覚書は、日本の一切の法律を超えた絶対的權威をもつ至上命令とされた。

九月九日 マッカーサーは「日本管理原則」を発表し、沖縄と同じように完全軍政（ドル軍票使用・軍政法廷など）の方針を中止し、日本の旧統治機構は陸・海軍省・軍需省・大東亜省が廃止されただけで他はそのまま残り間接統治することを明らかにした。

占領政策の進行

八月十七日、天皇はポツダム宣言の受諾を国民に告げた二日後に、東久邇宮稔彦王に組閣を命じた。

非常時に際し天皇の名代として軍部と国民に説得力のある首相として、陸軍大將で明治天皇の皇女を妃とし、現天皇の長女を子息の配偶者としている稔彦王は最適人者であった。また彼は反東条和平論者だった。この内閣の使命は、何よりも「国体護持」にあった。占領軍が進駐してからは国体護持が不可能となり旧体制を温存することができなくなることとを心配しての処置であった。内閣は副総理格國務大臣に近衛文麿、外務大臣吉田茂、内務大臣山崎巖など反東条派と旧官僚を中心としてつくられた。

九月四日に召集された第八臨時議會では、「一億の国民が総懺悔する必要がある」と唱え戦争の責任を全国民にかぶせ「天皇に絶対帰一せよ」と訴えた。一方政府は臨時軍事費として用意してあった三四〇億円の資金と一、〇〇〇億円にの

ほる食糧、原材料、製品を、軍需産業をささえてきた独占資本に放出した。

これによって資本家は資材の値上りをみこんで生産の再開をサボタージュし、日銀券の発行高は、このばく大な資金の流出で八月十五日の発行高三〇三億円から八月末には四二三億円となり、大量失業者群と戦後インフレーションの引金となり国民の生活を破局に追いこむことになる。

政府は、軍の統制と秩序の維持にひとまず成功したが、占領軍の対日政策は、政府の思惑を超えてはるかに厳しく、旧体制を維持しながら対応しようとした東久邇内閣は総辞職に追い込まれた（十月五日）。かわつて戦時中親米派として知られていた外交官幣原喜重郎を首班とする内閣が成立した。

占領軍の占領政策はポツダム宣言を基本としたが、その第一〇項には

「日本国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向の復活強化ニ付スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ 言論・宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ 確立セラルベシ」

と述べられており、占領政策はこの方針に沿つて進展する。九月二十二日アメリカ本国政府が発表した「降伏後における米国の初期の対日方針」が明らかにされ、G・H・Qによる「政治的武装解除」の第一弾は、十月四日の「政治的市民的及宗教的自由に対する制限の徹底に関する覚書」であつた。この「覚書」は前述のようにG・H・Qの至上命令でありこれを拒否することは許されなかつた。

その内容はこれまで支配体制を支えてきた治安警察法・治安維持法という二大治安立法を根幹とする弾圧機構を解体させ、憲法の全面的改変を必然化するものであり、具体的には、すべての政治・思想犯の釈放であり、内務官僚を中心とした公職追放と内務省の解体により自由に対するあらゆる制限を徹底しようとするものであつた。

十月十一日にはいわゆる五大改革を勧告し、(1)婦人参政権、(2)労働組合結成の奨励、(3)教育の自由主義化、(4)警察国家的諸制度の廃止と人権を保護すべき司法制度の確立、(5)独占的経済機構の民主化を要求した。これにより軍国主義教育の禁止、軍国主義教員即時追放、財閥資産凍結・解体、皇室財産凍結、戦時補償の凍結、軍人恩給の禁止、農地改革と農民

の解放、国家と神道の分離等の諸指令が年末までにつぎつぎに発せられ、十二月二十八日にはG・H・Qが「天皇制度の支柱」はすべて「破毀」されたと声明するに至った。

これとともに、九月以降東条英機元首相をはじめA・B・C級の戦争犯罪人の逮捕が続いた。

G・H・Qを中核に地方に六軍政部（北海道・東北・関東・東海北陸・近畿・九州）がおかれ、そのもとに道府県軍政部がおかれた。

これらの各機関は日本の行政官庁に命令をつたえ、その実行を監督するという形式をとった。

福島県にアメリカ軍が進駐してきたのは、九月二十八日ごろで、ウイン大佐指揮下の連隊で、十一月に福島市に情報部と軍政部が置かれた。占領政策の具体化は福島軍政部から県へ、県から市および地方事務所へ、さらに町村役場へ、そして部落会・町内会への徹底されたルートで布達され、「連合軍の命により」「軍政府の命により」という文書が何にもまして優先されておりてきた。

そのころ列車は、食糧買い出しの人々や復員者を機関車の先頭から石炭の上、客車の屋根にまで乗せ走っていたが、それをしり目にアメリカ兵の専用列車がゆうゆうと走り、四号国道線をカービン銃で武装したアメリカ兵を満載したジープやトラックが幾度となく往来し、時には七曲りで曲りきれず林の中に落ちる事故などもあった。町の真中を通るアメリカ兵をかつては「鬼畜米英」と教えこまれていた当時の人々の気持はどんなものであったろうか。

二十年十月県では「米国軍進駐についての注意」という通達を各町村に出している。

「米軍ノ軍規ハ極メテ厳格デアルト感ゼラレマスガ先駐地の実情ヲ見マスト、極メテ少数デハアリマスガ、好マシカラヌ事故ノ発生ガ報ゼラレテ居リマス」と前置して婦女子に対しては決してアメリカ兵と接触することのないようにと厳しく言い渡すとともに特に「胸・乳・脚ノ肌ヲ露ワニシナイコト」「濃キ白粉・口紅ヲ用ヒルナド、派手ナ化粧服装ヲ慎シムコト」など細かな注意を与えている。事実神奈川県ではこの年一九二九件の殺人・強盗をふくむ犯罪が発生したが検挙されたのはわずか五一件にすぎなかった。

昭和二十年
年の矢吹町

一夜にして敗戦を実感として受けとった住民の混乱は非常のものであった。当時の模様を伝える公的な文書は占領軍の摘発を恐れすべて焼却されてしまったらしく残っているものは少ない。ここに矢吹町議会会議録の中から昭和二十年の事務報告の一部を抜粋する。

致ニ昭和二十一年度歳入歳出予算ヲ附議スルニ当リ昭和二十年中ニ於ケル事務の概要ヲ報告シ以テ参考ニ供セントス

日支事変勃発以來第九年曠古ノ難局ニ際セシ大東亜建設下政府ハ國民一人残ラズ皇土防衛ノ戦列ニ參加長期戦ヲ覚悟セシカ八月十五日 畏クモ終戦ノ大詔ハ煥発アラセラルレ國民相俱ニ承認必謹平和祖国再建ヲ御誓ヒ申上ケタリ

斯様ニ決戦ヨリ終戦ノ年デアリシ關係上役場事務ハ各部門トモ繁劇ヲ加ヘタリ 元且早々ヨリ応召連日ノ如ク開戦以來四五九名戦病没者亦六十二名ヲ算シ各種生産力拡充ノタメ徴挺身隊ノ出動ハ繰返サレ飛行場ノ特別攻撃隊ノ相続ク出陣ニ反シ地上警備隊、食糧及松根油増産ノ海軍農耕隊、青年農兵隊ノ宿営或ハ第一工廠ノ一部其ノ他重要軍ノ管理工場更ニ帝都等ヨリ疎開学童ヲ始メ一般ノ転入者ノ激増ニ依リ、主食住宅等ノ斡旋事務生シ加フルニ開戦中引続キ警戒空襲警報等ニ依リ爆彈焼夷実砲機銃掃射等ノ攻撃ノタメ一時ハ実戦場ト化シ一部建物 農作物ニ被害アリシモ人畜ノ死傷ハ殆ト無ク終レリ

然ルニ終戦トナルヤ「ボツダム」条項ノ明示スル処ニ依リ軍ノ施設ヲ始メ一般家庭ノ武器等ハ悉ク連合軍ニ引渡シ或ハ取片付等各關係方面ト協力シ万遺憾ナキヲ期シツツアルモ固ヨリ終戦後國家の前途ハ一層ノ困難ヲ加ヘ来リツツアルコトヲ自覚シ全庁挙ケテ戦後町政の運営ニ尽力セザルベカラザルヲ痛感スルモノナリ（『矢吹町史』4巻資料編Ⅲ5176八）

八月十五日以後まず占領軍は日本軍の徹底的武装解除をおこなうとともに、政府も戦時色の一さいを占領軍の目にふれさせまいと努め、恭順の姿勢を示そうとした。

飛行場では武装解除は一切の武器の処理にあわただしく、最後まで大切に待避させた数すくない飛行機も処分しなければならなかった。矢吹が原から幾筋もの煙が何日間か立つのを人々は見た。一般住民や学校などに対しては、銃砲・刀剣類の提出が命じられ、先祖代々の家宝となっていた美術品にまでおよび占領軍が電波探知器で一軒ごと立入調査をするから決して隠匿いんかくしないようにとまでいわれ、さながら昭和の刀狩りであった。

海軍農耕隊・青年農兵隊などは解散が命じられそれぞれ出身地に帰っていき、在郷軍人会には八月三十一日付で解散が命令され、九月五日に矢吹小学校校庭で午前六時から解散式をあげた（『矢吹町史』4巻資料編Ⅲ5174三〜七四五）。

戦争に直結する旧組織の解散と同時に防空壕や防空監視所などの施設もそれらを作った人々の手によって撤去させられ、戦時中国民の敵愾心（てきがいしん）をあおるために家庭や職場・学校など各所に貼られていた「打ちてしまん」「米英撃滅」「欲しがりません勝までは」などのポスターをすべて撤去させられた。

軍国主義的なものはすべて排除され、福島県内政部長は八月二十四日に「古書並ニ国史等ニ関スル貴重図書並ニ敵国非誘図書文書ニ対スル処置ニ関スル件」を発令し隠匿疎開、焼却を指示した（『矢吹町史』4巻資料編Ⅲ61-135）。

夏休みを終えて登校した児童に対する学校の対応は一変した。学習も清掃も作業もすべて「勝つために」と気合を入れていた雰囲気はまったくなくなり、戦争への道を歩ませたとされた国史・地理・修身の授業は中止され、教科書の文章中に戦争と結びつく文字があればその部分に墨で黒々と塗りつぶさせた。日の丸の国旗掲揚は中止となり、先生方は号令さえかけなかった。登下校の際、最敬礼をするよう義務づけていた御真影奉安殿も撤去された。九月十五日「新日本建設の教育方針」が文部省から出され、十月二十二日には「日本教育制度の管理についての指令」、十二月十五日「国家神道分離」指令とやつき早に体制変革の指令が発せられた（『矢吹町史』4巻資料編Ⅲ61-135、136、138）。

人々は、日本人がかつて一度も経験したことのない敗戦という現実に立たされ、とまどい、おそれ、混乱の中で苦々しい味をかみしめながら、おどろくべき早さで占領軍の指示を忠実に履行していった。

このころ、中央では「国体護持」Ⅱ天皇制をめぐる論議され、戦犯・追放・憲法改正など新日本の方向をめぐる容易でない段階を向えつつあった。それにも増し食糧難による飢餓状態と住宅難・失業が大きいのしかかってきた。

(二) 復員と引揚

復員軍人と引揚者

戦争中矢吹の町や村に疎開してきた人々は、東京都目黒区の学童疎開二五〇名をはじめとして、縁故を頼っての疎開者が多数いた。学童疎開の児童は二十年十月ごろ焦土の東京の親元などにそれぞれ帰っていった。疎開者の中には戦火を受けて疎開した者も多く旧矢吹町だけで三四八戸、八七九人であ

った。これらの人々は二十一年ころより都会に引揚げる者もいたが焦土と化した都市には住む家も、職もなくそれよりしばらく帰れない人も多かった。また、そのまま帰農した人や転職して定住した人も多い。

農兵隊・農耕隊・特攻隊や飛行場の関係者も解散と同時にそれぞれ故郷に帰っていった。これと前後して復員軍人、一般引揚者が村や町に帰ってきた。

政府は敗戦直後海外の軍人や一般邦人を極力残留させようという方針をとった。これは七〇〇万ともいわれた人々の帰還によって起こる混乱をおそれたからであった。しかし連合国はそれを許さず早急な引揚を命令した。

海外派遣部隊軍人三七五万人、加えて一般邦人三五〇万人にのぼる人々を、いかに早く、無事に引揚げさせるか大変なことであった。とくに、旧軍人の場合はある程度人数の把握ができるが、一般邦人の場合は人数さえ適格につかめなかった。さらに旧軍人・軍属の引揚については、ポツダム宣言第九項に「日本国軍隊へ完全ニ武装ヲ解除セラレタル 後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的 且ツ生産的ナ生活ヲ営ム機会ヲ得シメラルベシ」という条項があり、比較的組織的に円滑に復員引揚げがおこなわれた。

一般邦人の場合は、その国の人道的配慮によるものが多く、それぞれの国情と合わせて困難をきわめた。

ことに、ソ連占領地および満州からの引揚げについては、軍人はシベリアなどに抑留生活を強制されたり、輸送事情が悪く、親子が離ればなれになったり、栄養失調、極度の疲労のため死亡するなど数々の悲しい事故がおこり、引揚も他地域よりだいぶおくれた。

福島県では敗戦当時海外にあった人は約二二万人で、そのうち約一四万人が軍人・軍属約八万人が一般邦人であったといわれる。矢吹の町・村の場合の実数は詳細な資料に欠けるので確数を把握することは困難である。また帰還して故郷に帰らない人、届出をしない者もあったということである。

日本放送協会は二十一年三月四日から協会のサインを「NHK」とあらためているが、この年の一月十五日から「復員便り」のラジオ放送を開始し復員船の入港日時、乗船部隊名など毎日二〜三回定時放送した。(二十二年二月十一日まで)

第1表 復員状況(旧矢吹町)

年度	内地	満州 千島樺太	中国	南方	計	未帰還
二〇二年	三七人	一三人	三人	二人	五三人	一五人
三年	不明					
三年	不明					
三年		一〇				三
二四年		三				一四

第2表 引揚者世帯調べ 昭和三十一年まで

満州	朝鮮	樺太	台湾	中国	その他	計
四	六	八	八	一四	三	一〇六

一部事務報告などによると第2表のとおりである。昭和三十二年までに帰還しない人々は八名と報告されている。

引揚者の生活

復員軍人の場合はその帰還に際して旧軍用物資などの配給があり持参して帰ったが、引揚者は現地で敵国人として生命の危険にさらされ、家財のすべてを失い文字通り着のみ着のまま帰った人々の生活は悲惨であった。昭和二十年十二月八日G・H・Qは覚書を発して「最低生活の維持の保障」を政府に要請し、政府は同十二月十五日「生活困窮者緊急生活援護要綱閣議決定」をおこない、一、三二四万と推計された復員者・失業者の生活援護について方針をのべた。この内容は「国家責任による生活保障」ではなく慈悲的・救済的な立場から作られ、その実施についても町内会長・部落会長等に権限をもたせる方法であった。これは戦前の発想でG・H・Qの覚書の主旨とはことなるものであった。

町や村では生活困窮者に対して、食糧・衣料から日用雑貨にいたるまで特配をおこない生活の援護につとめ、旧軍用物

また七月一日から戦災・引揚げその他による人探しのために「尋ね人」の放送を開始してこれは三十七年三月三十一日まで続けられた。

シベリヤの引揚開始伝へるや祖母はラジオに耳かたむけぬ 池田やすえ

生存者告ぐるラジオに待ち待ちし名はあらずして放送終る 高野 二郎

いくさ終へて既に二とせラジオまだ流離の人を尋ねつづくる 四賀 光子

(『昭和万葉集』巻七)

矢吹町の引揚の状況は、くわしく記録がないが

資の払下げ品・緊急援護金などの配布をしている。しかし生活するには十分でなく、広く町・村民に対して衣・食・住の諸物資の提供を呼びかけ相互援助をはかった。矢吹町では二十四年に町民に一元以上の献金を集め二万二、二二一元を引揚者と末帰還留守家族におくっている。

住宅もまた不足し、戦争中から長い間、普請などする余裕はなく、資材も不足でどの家屋も荒れるにまかせていた。そこに疎開者・戦災者・引揚者を迎えて住宅事情は悪化の途をたどった。

政府は二十一年七月「住宅緊急措置令」を出して、余裕のある部屋をもつ住宅を届けさせ、住宅のない人々を住ませる措置をとった。また町村に呼びかけて住宅建設をするよう督促した。しかしインフレーションに悩む町村にとってはそれも思うにまかせなかった。

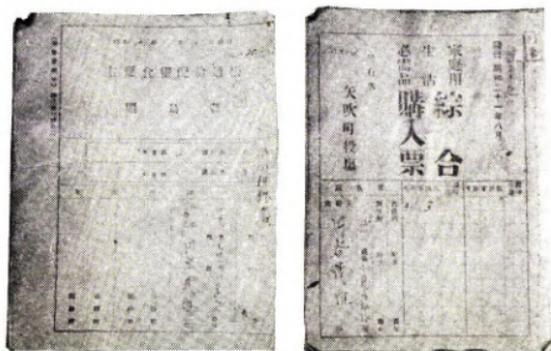
矢吹町では廃墟と化した飛行場の旧兵舎を改造し引揚者が入居した。旧格納庫には強制労働から解放された朝鮮の人々が住んだのもこのころであった。昭和二十四年矢吹町では県費の補助を受けようやく引揚者用住宅として四棟建設している（『矢吹町史』4巻資）
（料編Ⅲ6―四五七）。

このように引揚者・戦災者の日々は、文字通り苦難にみちたもので、生活の方途は立ち難くしばらく暗い日々が続く。

(三) 食糧不足とインフレーション

食糧難 敗戦は、国民に深刻な打撃を与えた。長い戦争の重圧からの解放感があったが政治体制の変革よりも「生きる」ことの問題を解決しなければならなかった。戦争は数百万のかけがえない国民の生命を奪っただけでなく、生存に不可欠な衣・食・住の物資まで奪った。

極端な物資不足の中でインフレーションは日毎に進み、食糧不足は深刻さを増し、国民の生活は悪化の一途をたどり栄養失調・餓死者もでた。昭和二十年の米の予想収穫高は四、〇〇〇万石を割り、戦前の平均産米六、〇〇〇万石をはるかに下まわった。麦・蕎麦・雑穀を加えても一人一日二合一勺の配給量で約二、〇〇〇万石が不足した。二十一年四月以降は



配給通帳(中町) 円谷重夫蔵

食糧の遅配・欠配が恒常化していった。

農家は長い間働き手を失い、肥料も施されないまま放り出されていた田畠は荒廃し、植林もなされないまま伐採された山は「はげ山」になり、自然破壊に加えて、天候不順と重なり、さらに復員・引揚者による人口の急増は未曾有の食糧不足をもたらすことになった。

配 給

このころの食糧の配給状況を見ると、主食である米については大人一日二合一勺となっている。しかしこれは配給の基準であり、実際に配給される米はほんのわずかで、大部分、芋とか豆の代用食が配給された。それも遅配・欠配が続き、人々は食糧を自力で調達しなければならなかった。

昭和二十年十月九日成立した幣原内閣は、G・H・Qに食糧援助を要請したが退けられ、一、〇〇〇万人の餓死者が予想される事態に直面した、まさに二十年の年末は最悪の状態であった。

五〇万人を集め全国各地で集会、デモがおこなわれた。五月三日に食糧メーデーの大動員をおこなうことを決定し、五月十九日、皇居前広場で「食糧危機突破人民大会」が開かれ、二五万人が参加し民主人民政府の樹立を宣言した。

このころ「食糧難」を背景として「下からの政治闘争」「民主戦線の結成」が政治的問題の焦点となり「食糧の人民管理」の発想も生まれた。

昭和二十一年五月二十二日発足した吉田茂内閣の課題は新憲法の制定と食糧問題の解決の二つとされ、とりわけ食糧問題は緊急課題であった。しかし、食糧問題は何一つ解決されることなく、このままでは死を待つ以外に方法のなくなった

人々は（五月京浜地区で一日平均九名が餓死―朝日新聞46・6・14 天声人語―）食糧の確保を自分でやらなければならなかった。いわゆる非合法手段である「ヤミ取引」である。

矢吹町、一一、五〇二戸、受給者六、二〇七人（昭和二十年）に対する配給量は第3表のとおりで、各戸に配給するのに苦勞する位の少量であった。また配給品目に注意していただきたい。

昭和二十三年商店は登録制となり、登録立候補店資格審査委員会がつくられ、登録された商店から配給を受けるしくみがとられ、味噌・醤油・食油・砂糖・衣料・薪炭・靴などすべて登録配給店から購入することになっていた。二十四年には配給制度を強化する「食糧配給強化に関する措置の覚書」がG・H・Qから発せられ配給の基礎となる世帯区別調査がおこなわれるなど、主要食糧配給制度強化措置要領が閣議決定され実施される（『矢吹町史』4巻資料編。III61―190・191）。

供米体制

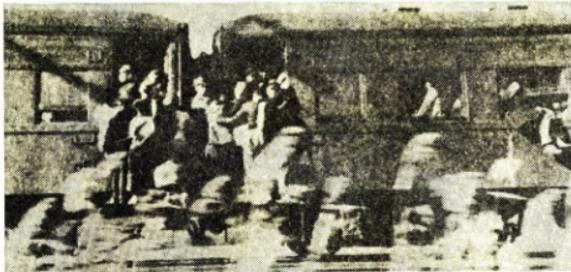
供米の体制は戦中からあったが敗戦によりその体制はゆるみ、さらに絶対量の不足する米は、インフレーションの中で他の生活必需品との交換に最も価値の確かな物品貨幣の役割をはたした。このため一部の農家では供出をしぶり、隠匿米を多く持とうとする傾向があった。

昭和二十一年二月十七日に「食糧緊急措置法」によって、強力な供米体制がつくり上げられた。それは農民に対して主食の供出割当を行い、期日までに完納しない者には強権発動して強制的に米を出させるというものであった。

供出は、米・木炭・薪などと、米以外に大麦・小麦・大豆・小豆・馬鈴薯・甘藷・とうもろこしなどが割当てられた。

町村に割当てられた供出量は、各部落ごとに割当てられさらに一戸ごとに割当てた。村の食糧調整委員は一戸ごと廻って「お願い」してまわり、供米完納は部落の連帯責任で、もし完納できない家があると、その分を他の家が負うこともあった。町村の役場ではどうしても不足分があると後で配給することを条件に保有米（農家の食糧分を種子分）をさいても完納するよう指示した。

多くの農家は、自己の飯米をさいて供出し、雑炊・すいとん、いもなどの代用食を食べへ何とかその日を暮すのに精一ばいというありさまであった。



戦後のぶら下り列車

昭和二十二年には各学校校長を通して「供米協力実施要項」を配布し供出完納を児童、生徒に働きかけている（『矢吹町史』4巻資料編Ⅲ6―1―4）。

保有米まで供出させ「保有米二割供出後ニ於ケル農村食生活設計」を示し猷立指導までしながら強権的供出をおしすすめなければならなかった（『矢吹町史』4巻資料編Ⅲ6―1―4五四）。政府は占領軍の権威を背景として強権発動をしながら、一方で町や村に完納旗や表彰状をおくったり、完納農家に標章をはり、物資不足に悩まされていた農家に報償物資を特配したり（『矢吹町史』4巻資料編Ⅲ6―1―四五）した。

買い出し、

「ヤミ取引」

非合法と知りながら、生活を維持するためには、持ち合せの衣類を穀物や野菜と交換する「タケノコ生活」がはじまった。買い出しの人々が農村部に大量に流れ込んでくるようになった。

当時は交通機関は汽車しかなかったが、窓ガラスが破れ椅子のカバーなどはなく、文字通りのオンボロ列車に荷物を背負った人々が鈴なりのように乗り、窓からの乗り降りは普通のこと、機関車にまで乗れるところにはどこにでも人を満載して質の悪い石炭に機関車はあえぎあえぎ走った。

統制品（食糧品や主要生活用品）を売買することは禁止されていたので、経済警察は目を光らせきびしく取締ったが、その目をのがれて取引をする「ヤミ屋（闇商人）」がふえ、失業者の手近な商売となり都市には「ヤミ市」が生まれ農村と都市を結んで「ヤミ屋」、「カツギ屋」が往復した。

切迫した現実の中で福島県食糧事務所長は県民に対して食糧危機突破の方法として次の三項目を提唱している。

一、毒草・針葉樹以外の植物はできうる限り食料として活用すること

二、運動は体力の消耗を促進するのでやらないこと

三、会社・工場は半日勤務として各自食糧生産に努めること

また、食糧難につき食用に供せる野草とその食べ方を県立修練農場では具体的に指導し〔矢吹町史〕4巻、県学務課は各小学校に対し、年間三十日程度の農繁期休業を実施し食糧増産の一助とするよう通達している（料編Ⅲ6―四五五）（二十一年五月）。

インフレ

敗戦は国民に荒廃と飢餓をもたらした。食糧不足と物資不足は戦争中よりもひどく、焼け残った着物を食糧にかえるほかなかった。

軍需工場はいっせいに工場を閉鎖し労働者の首を切り、二十年十月までに四〇〇万人が失業した。その上軍隊に徴用されていた労働者・農民は帰郷してその大部分は失業者になった。海外からの復員や引揚者も職はなく、住居もなかった。失業者は一、〇〇〇万人に達するともいわれ路頭に群をなした。

食糧難は前述の通り深刻さを増し、失業者は安易な生活手段である「ヤミ商人」となり、配給の遅配・欠配はますます「ヤミ商人」を暗躍させ配給組織の混乱を招き、物価体系を混乱させた。金があっても物がなく物価は日一日と高騰し悪性のインフレーションを引きおこした。東京小売物価指数をみると大正三年を一〇〇として二十年八月には四七五・一、わずか半年後の二十一年二月には一、二七八・四と三倍になり、日銀券発行高は敗戦時の三〇三億円から歳末には五五〇億円をこえ、二十一年二月には六一四億円に達した。

生産はいちじるしく停滞し、石炭は二十年十一月中に生産量が五五万トンで戦時中の生産の四日分にも足りないありさまで、鉄道輸送も半減し危機感を深めていった。石炭不足のため十月の鋼材生産量は四、七〇〇トンで戦時中の一日分にも満たなかった。鉱工業生産指数は昭和十年を一〇〇とすると二十年は四二・五、二十一年で四〇・七で半分以下になっている。商工省は二十年に「物資別生産低下の原因」を公表し、原料不足、労務者不足、輸送力不足、空襲による災害などをあげ説明したが、前述のように、二十年九月に臨時軍事費と莫大な軍需物資を独占資本家に放出したことによる、生産再開のサボタージュによるものであった。当時の朝日新聞二十年十二月三十一日号は、この実態をとらえ「官僚、政治家、

年度	酒	木炭	腐豆
昭和二十三年	一元〇銭	一元一〇銭	〇元一〇銭
二十五年	一、六	一、七〇	一、五
二十七年	二、一〇	二、一五	二、〇〇
二十九年	一〇、〇〇	五、六五	一、〇〇
三十一年	二〇、〇〇	一七、五〇	二、〇〇
三十三年	一〇一、〇〇	八四、〇〇	五、〇〇
三十五年	二五〇、〇〇	八四、〇〇	一五、〇〇
自由販売	五〇〇、〇〇		

「やぶきタイムス」23・4・25)

資本家を含めた資本家陣営の生産サボタージュにあると断定されても致し方ない」と論評している。

町の商店は売る商品がなく、開店休業となり、物価は日増にあがるという悪性インフレーションの中で、政府は「食糧緊急措置令」を発した昭和二十一年二月十七日に、「金融緊急措置令」を発し、預金封鎖・新円交換をおこなった。一人一〇〇円を限度に旧円を新円に交換することを認め、給与は五〇〇円を限度に支払い、あとは封鎖預金とし、それを引出す場合は、一カ月世帯主三〇〇円、家族一〇〇円以内とするものであった。この「措置令」は通貨量を押し、物価上昇を止めようとするものであったが、勤労者の生活はますます苦しくするだけでなんらの効果もなく、三月十日には日銀券発行高一五四億円と急激に減少したが、九月には新円発行は六〇〇億円をこえ、二十二年には一、〇〇〇億円をこえてしまいその後も急上昇を続けた。

第4表 物価しらべ

政府は昭和二十一年三月三日「物価統制令」を出し、公定価格を決定し、生産者米価を一石当り三〇〇円、消費者米価を二五〇円とし、その他の生活必需品についても公定価格をきめ物価の安定をはかろうとした。しかし物価の抑制はほんの一次的なものでしかなかった。

この物価統制令によって配給統制を強化し、「ヤミ」の撲滅をはかるため経済警察を強化し、厳しい取り締りをおこなった。商店も登録制となり、町全体への配給物品を登録店で扱い、学童の学用品などもすべて学校を通して割当配給であった。

しかし、当時の食料や衣料など生活必需品は、絶対量が不足していて配給量だけでは生きていくことは困難で、配給統制組合がつくられ、配給の不正をなくす努力がなされ、「ヤミ」取締りの経済警察が強化されても、「ヤミ」はなくならなかったし、国民一般も「ヤミ」行いを暗黙



新円拾円紙幣

第5表 昭和二十二年九月末、福島市の公定価とヤミ価格の比較

品目	公定価格	ヤミ価格	品目	公定価格	ヤミ価格
米 一升	一三・二円	九〇・〇〇	鶏卵 一個	二〇〇	一三〇
小麦粉 一貫匁	六・〇〇	三〇・〇〇	短ぐつ 一足	三六・〇〇	一、〇〇〇・〇〇
じゃがいも 一貫匁	八・七〇	五〇・〇〇	浴用石鹸 一個	一・九〇	三〇・〇〇
大根 一貫匁	八・五〇	三三・〇〇	地下たび 一足	三三・〇〇	三〇〇・〇〇
ねぎ 一貫匁	二・〇〇	四三・〇〇	きんし 一個	二・五〇	三〇・〇〇
食用油 一升	四・三〇	六〇・〇〇	めいせん 一反	—	一、〇〇〇・〇〇
木炭 四貫匁俵	八・〇〇	一三〇・〇〇	茶 百匁	〇・四〇	四〇・〇〇
醤油 一升	三〇・〇〇	九〇・〇〇	縫糸 一くり	〇・九〇	四三〇・〇〇
味噌 一貫匁	三・〇〇	一〇〇・〇〇			

(福島民友新聞社『福島県年鑑』(一九四七～一九四八)四八七頁)

の中に認めざるをえなかった。

大衆運動

昭和二十年(一九四五)十月、G・H・Qから発せられた民主化五大改革の一つである「労働組合の結成奨励」は、十二月労働組合法の公布となつて示され、労働者の団結権・団体交渉権・争議権を保障した(施行は二十一年三月)。戦時中すべての労働組合は解散を命じられ労働者はまったく無権利の状態にあつたので、

インフレ、食糧難など混乱した生活苦の情況とあいまって急速に労働組合が結成された。さらに使用者や管理者が民主的姿勢を表明するために労働組合の組織化を援助する風潮さえ生まれていた。矢吹町では官公庁を中心とした労働者が組合を組織することになる。郵便局員による全通信従業員組合、東北配電矢吹散宿所の電産、国営開拓事務所・食糧検査所・作物統計事務所の全農林、矢吹駅・保線区の国労、農業改良指導所・伝習農場などの県職労、学校関係者による県教員組合などの支部・分会・班などが、二十一年から二十五年ころまでの間につくられた。

昭和二十一年十月民間の労働者は、平均二〇パーセントの賃上げを成功させたが、官公庁労働者の賃金は、民間労働者の四五パーセントという状態におかれていた。そこで「最低生活六〇〇円」支給を要求して賃上げと越年資金を要求して闘争に入り、十二月十七日に社・共両党、官公庁労組共闘委員会、全国労組共闘委員会主催の生活権確保、吉田内閣打倒国民大会を皇居前広場で開催し五〇万人が集まった。これに対し翌二十二年一月一日吉田首相は年頭放送で労働運動指導者を「不逞の輩」と非難し、ますます労働者を激昂させ、一般国民からも不評を浴びたが、労働者の要求はきき入れられず交渉は決裂した。

全官公庁共闘委員会は、賃金要求と同時に吉田内閣打倒、民主政府確立という要求をかかげ、経済的要求を政治闘争にまで高めて、賃金要求が受け入れられない場合は二月一日を期して無期限ストライキを決行するという、いわゆる二・一ゼネスト宣言を一月十八日におこなった。二・一ゼネストは中央から地方まで、官公庁だけでなく民間労働者も同調して五〇〇万人以上の大ストライキになろうとした。

しかし、このゼネストも突入直前の一月三十一日G・H・Qから連合軍総司令官マッカーサーの名で中止命令が出され、止むなく中止することになり伊井共闘会議議長は、ラジオ放送でスト中止を伝え「一步後退、二步前進、われわれは団結せねばならない」と訴えた。二・一ゼネスト以後も官公庁労働者は激しく政府に対し交渉をくり返し、二十三年四月十九日三月闘争を妥結したが、七月二十二日マッカーサーから吉田首相に宛てた書簡により、政府は七月三十一日、公務員のストライキ権と団体交渉権を停止する政令二〇一号を公布し、即日施行した。さらに十二月の国会で成立した公労法で三公社五現業の労働者のストライキ権を奪い、団体交渉権をも制限することになった。

農民運動もまたこの時期には活発な動きをみせている。昭和二十一年二月に日本農民組合が結成され、農地改革の推進と強権発動による供米に反対し行動をおこしている。矢吹町では顕著な活動はみられなかったようであるが、川崎村（泉崎村）の佐々木庸の影響下にあつて農地改革の推進に力を入れた人々もいた。

昭和二十一年十一月に結成された日本社会党は、労働運動・農民運動の中で全国にその組織をつくり二十一年には日本社

会党矢吹支部が結成されている。町会議員も過半数が社会党派（党公認ではない）の人々によって占められ、活発な活動を展開し、代表酒井占雄は昭和二十二年の町長選に立候補し、対立候補の大木代吉と激しく戦ったが、五四票の僅差で敗れた。その後四回酒井占雄は革新派の支持で町長選挙に立候補している。

また日本共産党も昭和二十二年に公然活動をはじめ、十月には機関紙「赤旗」を再刊し、二十一年には日本共産党矢吹細胞を結成している。しかし二十五年にはレッド・ページがおこなわれ、「アカハタ」の停止がG・H・Qから指示されるなど受難の時代がくる。社会党は左・右派の分裂があり一時活動の低滞期を迎える。

（藤田 正雄）

二 地方自治の発

(一) 地方制度の改革

公 職 追 放

前の占領政策の進行の項でふれたように、昭和二十年九月から年末にかけて占領軍による「天皇制の支柱」「軍国主義的傾向」の除去の作業は急速に進められていった。

昭和二十一年一月四日、G・H・Qから出された「好ましからざる人物の公職からの除去および排除に関する覚書」にもとづいて、二月・五月・十二月と相ついで、いわゆる公職追放令がだされ、戦争遂行に重要な役割を果たした者がその地位から追放された。

昭和二十二年一月四日には、いわゆる「公職追放令改正」により、中央はもちろん地方にいたるまで軍人ばかりでなく、政治・経済・言論・教育・婦人などあらゆる分野にわたってその追求が強められ、昭和二十一年二十二年中の公職追放者は全国で二〇万人をこえたといわれ、その影響は深刻であった。

公職の追放は、政府が勅令第二号を発して「公職適否審査委員会官制」を設け、これらの勅令によって福島県でも「公

職適否審査委員会」を設置して公職資格の審査を開始した。敗戦当時の町村長の大部分が公職追放者となったのは、当時の町村長の大部分が大政翼賛会の町村支部長や、翼賛壮年団長など国策で戦争遂行のための団体の長を兼ねていたからである。町村長の追放とならんで在郷軍人分会長・助役・町内会長・部落会長などにまで一定期間その職から離れるよう指示された。

しかし、このような徹底した「民主化」「非軍国主義化」政策も昭和二十三年五月で一段落し、アメリカの占領政策の転換によって大きく変化していくことになる。すなわち中国での人民革命、二十四年十月一日中華人民共和国の成立、二十五年六月からの朝鮮戦争などによる米・ソの対立の激化、「冷たい戦争」がアジア・国際情勢を大きくかえ、日本の独占資本の復活と社会主義勢力の排除に重点がおかれるようになった。昭和二十三年政令二〇一号・集中排除法大幅緩和（G・H・Q）、二十四年マッカーサーによる日本は「不敗の反共防壁声明」、二十五年警察予備隊創設、「レッドパージ」、さらに二十六年には第一次追放解除（七万人）と方向転換され、昭和二十七年四月二十八日の講和条約の発効と同時に、追放令も廃止されるにいたった。

地方自治法の制定

公職追放によって旧勢力を一掃し、昭和二十一年九月第一次地方制度改革がおこなわれた。戦後の地方行政の「民主化」の第一歩である。その要点は、

- 1、市町村長は住民の直接選挙とし、名誉職を廃し、市町村長、助役は有給とする。
- 2、地方議会の権限を強化し、市町村の許認可事項を大巾に認め、国の監督権を限定する。
- 3、選挙管理委員会を設置し、公正な選挙を保証する。

というものであり注目をあつめた。そして昭和二十二年四月十七日新しい自治法が制定され、五月三日日本国憲法と同時に施行された。その後五年間地方自治制およびこれに関連する諸制度の改革が、ひんばんにおこなわれ整備されていくことになる。

この地方自治法は、戦後民主化の総まとめとしての日本国憲法の三つの柱である主権在民、基本的人権の尊重、永久平



中畑村村長 後藤 胖



三神村村長 浅川和茂



矢吹町町長 大木代吉

和主義を地方の住民が直接実践する内容のものであった。「民主々義の学校としての地方自治」といわれ、住民自治と団体自治が明確にされた。

この地方自治法により市町村は完全な自治体となり、都道府県と対等な自治体で中央政府との関係も「上意下達」の支配関係ではなくなった。

このような新憲法・地方自治法の新しい理念の下で、昭和二十二年四月戦後最初の統一選挙がおこなわれた。

この選挙は、中央から地方にいたる新しい日本の政治指導者を選出する歴史的な選挙であった。その上、「男女平等」の原則に立ってはじめて参政権を実現した婦人有権者を含めてのものであった。

選挙は 四月 五日 知事・市町村長

四月二十日 参議院議員

二十五日 衆議院議員

三十日 県会議員・市町村会議員

の日程で、これまで市町村長の下でおこなわれていた選挙事務一切が、各市町村に新しく設けられた選挙管理委員会の手でおこなわれた。

第一回選挙

四月五日の町村長選挙で、中畑村長には後藤胖^{ごとう ぼん}、三神村村長のほか二氏は新人であった。当選した中畑村長後藤胖は、初村会の挨拶で「民主的平和文化国家再建の基盤をなすところの地方自治制度の改正」と地方自治

をとらえ、公選による初代村長の抱負を述べている（『矢吹町史』4巻）。

資料編Ⅲ 61—14

大木代吉

は当選後七月公職追放令に問われ退き、仲西正次にかわった。

町村会議員は、三神村・中畑村定員一六名、矢吹町二二名で新議員を多く含み、戦後の「民主化」に心をくだき、新村建設を目ざし、論戦が展開されているようすが議会議録などからうかがえる。党派は明らかでないが、革新派が多数を占めていたという（『矢吹町史』4巻資。料編Ⅲ61—123）。

昭和二十三年、中畑村では「村政の基本綱領」を発表し、その内容は八項目にわたり、民主村政の確立、村内民主戦線の統一強化、家庭の民主化、農地改革の徹底化、新教育の振興などをあげ、村民は一人残らず政治に参加し、村の政治は村長・村議がおこなうものでなく、村民が進んで参与するものであることを強調している（『矢吹町史』4巻。資料編Ⅲ61—15）。

(二) 消防と警察制度

消防制度の改革

戦後の消防制度の改革は占領軍の指示により、昭和二十二年五月一日施行の「消防団令」と二十三年三月七日施行の「消防組織法」によっておこなわれた。この法令によって成立した消防組織は、警防団から消防団と名称がかえられただけでなく、昭和十四年一月以来、町村の治安維持や防空の一面を担当するよう義務づけられていたものから、防火や災害救助の本来の任務にもどったことと、消防制度が警察制度から分離して、名実共に町の管理する町村の消防団になったことが大きな改革であった。

昭和二十二年矢吹町では「消防団設置条例」（『矢吹町史』4巻資。料編Ⅲ61—147）を設け、新しい矢吹町消防団を発足させた。団員は一八五人以上とし、団長・副団長は選挙で選ぶこととし部長・分団長・副分団長・班長・副班長をおき、分団を五つに分け、町の消防活動について町長の諮問機関として消防委員会も設置され、これが町民の代表機関としての役割をはたすようになっていた。中畑・三神の村も同様な組織に改変され初代団長・副団長には、中畑大和田重吉・水野谷徳次、三神村諸根文次・円谷佐忠、矢吹町会田宗太郎・安藤強の各氏が選ばれている（『矢吹町史』4巻資。料編Ⅲ61—147）。

昭和二十三年五月二十五日午後十一時三十分頃矢吹町大和久部落に火災があり住家非住家あわせて一三棟が焼失し、罹

災人員一二〇名、損害二八〇万円であった。当時はポンプ車一台、手引腕用ポンプ七台しかなく消火に手間どったという。物資難の時であるだけに罹災者の苦難は大きかった。

警察制度の改革

戦後の警察制度の民主化は、昭和二十年十月四日にG・H・Qの「政治警察廃止に関する覚書」によって、治安警察法・治安維持法が廃止され、警察主脳部が一齐に罷免されて思想弾圧の中心機関であった特別高等警察つまり「特高」がなくなった。

このように、「政治的武装解除」として警察制度には早くから手がつけられながら新しい警察制度が確立されるのは、昭和二十二年十二月十七日に成立した警察法によってであった。それは旧支配層が軍隊解散後の治安対策として警察力の増強をはかり、実質的に軍を温存しようとした策動したり、戦後の混乱に対する治安維持の確保が具体的問題になり、さらにG・H・Q内部での統一見解ができなかったことなどが原因であった。

昭和二十二年九月十六日「警察制度改革に関する片山首相宛 マッカーサー元帥書簡」が警察制度の具体的方針を示した。それは、憲法にもられた地方自治の原則に立って、地方分権化をはかるというものであった。この方針に沿って新しい警察法が成立し、昭和二十三年三月七日から施行されることになった。新しい警察の理念は、いわゆる「民主警察」、で国家の警察から国民の警察に、「オイコラ」警察官から民衆に愛される警察官に生まれかわることになった。二十一年三月からこれまでのサーベルは警棒にかわり、七月には詰襟の服装から開襟とネクタイ姿にかわり、暮には日本で初めての婦人警官が登場した。

組織の面では、市町村の住民が自らの負担で維持管理する自治体警察と、国家が負担し管理する国家警察との二本立となり、自治体警察中心の警察制度になった。さらに新しい警察制度で重要なことは、これらの警察を管理監督するものとして、国家警察については国家公安委員会、自治体警察については各自自治体公安委員会がつくられ、警察の独走を抑制する役割を果たすことになった点である。

自治体の公安委員会は、その自治体の長が住民の中から民間人三人を選んで議会の同意を得るといしくみで、矢吹町

では二十二年十二月十六日に三村正吉・山田英太郎・仲西広次を公安委員に選んでいる(『矢吹町史』4巻資料、料編Ⅲ61四六九)。

矢吹町警察署の発足

昭和二十三年「警察職員の設定及警察署の位置名称管轄区域に関する条例」がつくられ、西側四十一番地に矢吹町警察署が設置された(『矢吹町史』資料、料編Ⅲ61四七〇)。職員は 巡查部長二、巡查五の七名で構成し、矢吹町の区域をその管轄とし町の治安に当たった。三神・中畑の各村には国家警察の白河地区警察署の駐在所がおかれた。また、矢吹町警察署内に白河地区警察署矢吹警部補派出所も併置されている。

これからしばらくの間、自治体住民の「公僕」として民主警察の支柱としての自治体警察は、とくに統制令違反事件などとともに戦後の治安の守り手として活躍した。

矢吹町警察署の廃止

一方自治体警察は発足当時からさまざまな困難をかかえていた。それは、自治体はその警察を維持するために多額の費用を負担しなければならないことで、弱体な町村の財政を圧迫することになった。また、自治体警察と国家警察の連絡調整がうまくゆかず警察活動が機能的でない面があらわれてきた。住民の側も二つの警察にとまどい、国警と町警を区別しにくかった。

昭和二十四年から二十五年にかけて、これらの制度を抜本的にかえる国際情勢の変化による占領政策の転換がおこなわれた。昭和二十四年におこった下山事件・三鷹事件そして松川事件と一連の「不思議な事件」(松本清張『日本の黒い霧』)がおこり、労働運動や共産党に対する弾圧がはじまり、定員法により大量首切り「レッド・パージ」の嵐が吹きあれ、昭和二十五年六月二十五日には朝鮮戦争がおこり、アメリカの反共政策は露骨になっていった。アメリカは、日本を反共の「防壁」にしようとする意図で日本の保守政権に対する「てこ入れ」をおこない追放令の解除をはじめ一連の政策を打ち出した(前述)。その一つとして昭和二十五年八月十日警察予備隊が設置され、国家権力によって警察力を掌握させようとはかり、二十六年十月一日警察法が一部改正され国家警察が強化され自治体警察廃止の方向がだされた。

この改正によって自治体警察の維持はその自治体の議会の議決と住民投票によって決定できるものとされた。矢吹町では二十六年八月十二日に「矢吹町警察署を維持しないことを住民投票に対する件」が議会で議決され(『矢吹町史』4巻資料、料編Ⅲ61四七一)。

住民投票に附され、同年九月三十日限りで廃止された（『矢吹町史』4巻資）。同年十月一日より白河警察所矢吹警部派出所のみ存置された。このころ全国のはほとんどが国家警察に編入されていた。そして昭和二十九年六月の第九回国会において、日本政治上初めての国会内への警察官導入という汚点を残しつつ大乱闘の末に「警察法改正」が成立し、自治体警察は完全に廃止され、警察官僚制の確立と政府による全警察力の掌握が達成された。

(三) 復興の動き

戦後の町村の行政は、経済の混乱と財政難、「民主化」措置による行政制度の改革によって、さまざま
町村の行政
まな問題をかかえ、行政の混乱もみられた。

昭和二十年（一九四五）から二十三年（一九四八）までは、連合軍総司令部（G・H・Q）の指示により各種の改革がおこなわれた時期で、政治・経済・司法・行政・教育・警察・労働のあらゆる分野におよび、旧制度は根本的に変革が加えられ、日本国憲法（昭和二十二年五月三日）の精神にそっての変革であり、国の監督権限の縮少、教育・警察・消防などの市町村への移譲、自治財政権の強化などと、行政委員会（監査・選挙管理・公安・教育・農地・労働）の設置がなされ、とりわけ二十三年の自治体警察の発足、六・三制の発足は大きな制度改革であった。

昭和二十四年（一九四九）から講和条約の発効する昭和二十七年（一九五二）までは、二十年以後おこなわれた諸制度の改革の再検討の時期で、極東の情勢の変化（中華人民共和国の成立（二十四年）朝鮮戦争（十五年））によってG・H・Qの占領政策の転換がなされ、マッカーサーは「日本は赤化東進の防壁」と言明（二十四年）、さらに二十五年「共産党は侵略の手先」と非難し、戦犯の特赦、公職追放の解除、「民主化」の再検討がはかられ、右転換の空気が生まれた。この間六・三制の発足にともなう校舎建築問題、自治体警察など、地方財政の窮乏も大問題となってくる。

昭和二十八年（一九五三）から三十年（一九五五）は地方財政が問題となり、財政再建、地方制度の手直し時期で昭和二十七年の地方自治法の改正に続いて三十一年の改正、二十九年の警察法の改正による自治体警察の廃止、同二十九年の地



矢吹町町長 仲西正次



三神村村長 渡辺欣吾

方交付税法の制定、三十一年の教育行政の組織及び運営に関する法律の制定による公選制教育委員会の廃止など地方行政の簡素化・能率化が強調され、同時に権限も中央に移っていく。さらに町村合併促進法によって町村合併がすすめられる。この間、戦後第一回の選挙で選出された中畑村村長後藤胖は、町村合併のおこなわれた昭和三十年三月まで村長として激動の中を二期八年間戦後の村づくりに尽力した。合併後は西白河郡選出の県会議員として昭和三十四年から五十四年まで県政に活躍した。

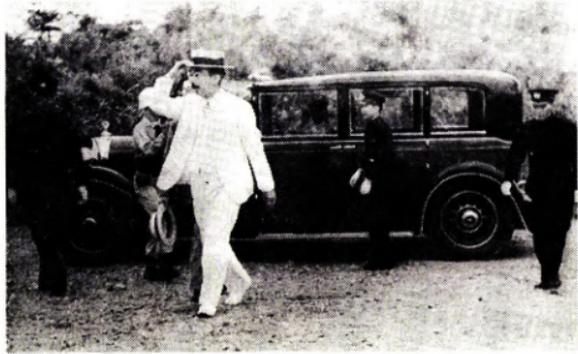
三神村では浅川和茂が昭和二十二年に村長となり、農地改革など大変革を切り抜け、村政の改革を断行した。その後を渡辺欣吾が合併まで村長として村政を執行し合併に心を砕いた。

矢吹町は、戦時中県会議員であった大木代吉が町長に就任するが、二十二年一月四日公職追放令が改正となり地方公職にまで拡大され失格する。その後をうけて仲西正次が七月に町長となり、経済復興と町づくりに尽力した。昭和二十六年七月すでに公職追放令が解除（二十三年から追放解除はじまる）されていた大木代吉が町長となり、任期中で逝去するまでつとめた。二十八年十一月野木忠房が当選し合併まで町長として町の発展につとめ、合併には中心になる町として近隣と接渉の任にあたり、現矢吹町の基礎づくりに尽力した。

天皇の巡幸

昭和二十一年（一九四七）一月一日天皇は「人間宣言」をおこない自ら神格を否定し、二十二年に民情視察のため全国各地を巡幸、同年六月には京都・大阪・和歌山・兵庫の各府県を巡幸の後、八月には東北各県を巡幸があった。

天皇は八月五日常磐線で本県入りし、湯本駅から常磐炭鉱本坑、平市内の戦災地を視察ののち仙台に到着、これより宮城県内（五日～七日）、岩手県内



下陸天皇の修練農場

(七日、十日)、青森県内(十日、十二日)、秋田県内(十二日、十五日)、山形県内(十五日、十七日)をへて、八月十七日米沢より福島県に入られ、県営集団住宅・保原町綿羊市場・伏黒村・桑折町郡是製糸工場・湯野村東亜營養食化学工場・飯坂町国立病院、飯坂花水館泊、翌十八日は若松駅・マルニ製作所・城跡・若松市役所・猪苗代湖十六橋水門・発電所・翁島開墾・高松宮御用邸泊、八月十九日安積疎水工事現場(丸森村)・保土ヶ谷化学・日東紡工場・郡山市役所・開成山御野立所と視察され、汽車で矢吹に入られた。駅から自動車で十二時八分に矢吹原修練農場に到着、のち陣場山の御野立所で弥栄開墾地を展望なされ関係者より説明をきき、午後一時四〇分に矢吹駅発、白河駅頭で市民の奉迎をうけ、那須の御用邸に入られた。実に一五日間にわたる東北巡幸の旅であった。

矢吹町は官公庁奉迎委員会と市町村奉迎委員会をつくる計画にもとづいて、矢吹町奉迎委員会を町長、町会議長、小・中学校長、青年会長、婦人会長、農業会長、農民組合長、消防団長、事業所長で組織し、庶務係・工作係・整備係・衛生係・世話係などを設け奉迎の準備をととのえた。そして青年会員・消防団員・婦人会員の奉仕によって道路補修や通路の美化、警衛にあたらせた。

地元の緊張ぶりは相当なもので矢吹町では議員協議会を開催し、協議して万全を期している。当日御野立所(現矢吹中学校地)や修練農場内で真夏の日をいっぱいにあびながら奉迎の人々は感激の一瞬をすごしたという。

昭和二十五年(一九五〇)、矢吹町は町制施行五〇周年を記念して祝賀行事をおこなった。十月八日から十一日にかけて展覧会・展示会・NHKのど自慢コンクール実況放送、懸賞仮装行列、小中学校大運動会、羽島ダム現場視察及び慰問、矢吹町各神社合同秋季臨時大祭など多彩な行事がくりひろげ

矢吹町制五〇周年

昭和三十五年(一九五〇)、矢吹町は町制施行五〇周年を記念して祝賀行事をおこなった。十月八日から十一日にかけて展覧会・展示会・NHKのど自慢コンクール実況放送、懸賞仮装行列、小中学校大運動会、羽島ダム現場視察及び慰問、矢吹町各神社合同秋季臨時大祭など多彩な行事がくりひろげ



町制50周年記念 (本町 渡辺久蔵)

られている (『矢吹町史』4巻。
資料編Ⅱ61—120)。

同時に矢吹町選挙投票成績全国第一位表彰記念、矢吹町消防団ポンプ置場夜警員詰所及び公民館建物新築落成記念、矢吹原国営開墾工事業起工一〇周年記念、矢吹町立矢吹小学校建設五〇周年記念を兼ねている (『矢吹町史』4巻。資料編Ⅱ61—118)。

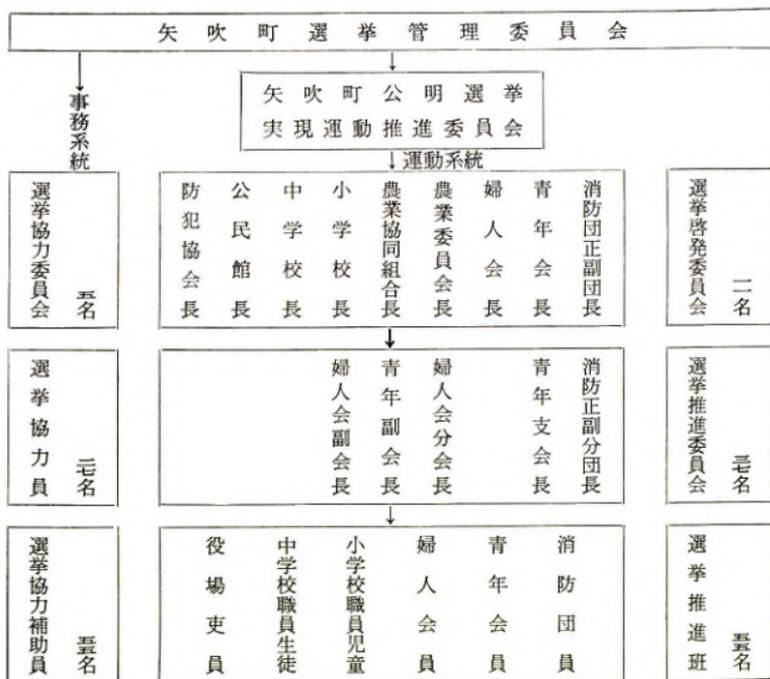
町長仲西正次は「町制五〇周年を迎えて」のメッセージを「矢吹タイムス」よせて、「明治三十五年始めて町となり戸数三三三戸、人口一、三〇〇人、大谷知房町長を中心として平和な町制が施行されて以来武藤一策町長、丸野実行町長、仲西三良町長、大木代吉町長を経て茲に五〇周年と相成ったのであります。現在の町勢は戸数一、四六八、人口七、三五六人であり、当時より四倍の躍進を見」と述べ先輩諸氏に感謝し、「五〇年の古い歴史を持つ矢吹町は新しい文化をとり入れ文化の町、選挙の町、産業の町、納税の町となることを信じて疑いません」と結んでいる。

この年は中華人民共和国が成立した翌年で六月には朝鮮戦争がおこされ、日本国内は特需景気で好景気になるが、一方では東西緊張が高まり、占領政策の転換がなされ、戦犯は特赦され (二十四年) 公職追放者の解除がなされ、いわゆる「一九五〇年代」の出發の年で「サンフランシスコ体制」に入る年でもあった。

投票率日本一 昭和二十二年四月戦後初の選挙、町長・知事選挙が同時におこなわれた

(四月五日)。この年は参議院議員 (四月二十日)、衆議院議員 (四月二十五日)、町会議員・県会議員 (四月三十日)、と重要な選挙が次々とおこなわれた年であった。二〇歳以上の男女平等の選挙権は住民にとって初の体験であった。政治に参加することの意義を説き、民主政治を理解させ、新しい「日本国憲法」を普及させるの

第6表 矢吹町公明選挙実現運動推進委員組織一覽表



に「婦人問題講習会」を開催し、「憲法公布記念行事」がもたれ「憲法精神昂揚平和運動」についての県達が出される（『矢吹町史』4巻資料編）など、社会教育は総動員して政治教育をおこなった。

一方、選挙権行使の意義を啓蒙する「公明選挙推進」の運動も活発におこなわれた。矢吹町では棄権防止をよびかけ、投票率一〇〇パーセントをめざして選挙管理委員会を中心に「矢吹町公明選挙実現運動推進委員会」を組織し力を入れた。

昭和二十年の初の選挙から、二十八年までの投票状況は第7表のとおりであるが、驚くべきことに九九パーセント以上の投票率が、二十五年六月の参議院議員選挙以後九回も続いている。

昭和二十五年一月の知事選挙には棄権者八五名で投票率県下二位、二十五年六月の参議院選挙では棄権者四名投票率九九・八七四パーセントで全国一位、十一月の県教育委員選挙では棄権者十一名で県下一位、二十六年二月の参議院議員地方区選挙では棄権者二名という成績で注目的になった。動ける者は全員投票所にリヤカーで運び投票



投票率全国第一位記念

させるといふ熱の入れ方で、町をあげての督励は大きな話題になったという。

全国第一位の表彰は全国選挙管理委員会と毎日新聞社からおこなわれ（運動推進委員長野木忠房）、町をあげての祝賀行事が町制五〇周年記念行事と同時に
おこなわれた。

このような運動は町民の政治的関心を高める結果となり、政治的活動もさかんになったが、反面公明選挙から一転して選挙違反の事件などもおこる（昭和三十六年）。

商工業の復興

旧矢吹町の昭和二十五年（一九五〇）の産業別人口をみると、

鉱業〇・三パーセント、建設工業四・一パーセント、製造工業一四・〇パーセント、商業五・九パーセント、金融業〇・二パーセント、運輸・通信業三・七パーセントとなっている。合わせて二八・二パーセントで農業との兼業が多い。

戦後の物資難の中で商店は閉店の状況にあり、配給の品物がある時だけ店を開くありさまであった。配給物資を扱う商店は登録制となり、登録のとれない店は営業もできなかった。

やがて統制品目が解除されて自由営業がだんだん再開するころになると、矢吹町の商店主たちは、矢吹町の発展は経済界の復興にあるとして戦後の混乱から立ち上がった。

矢吹町商業組合は戦前からの事業者の団体として活動を再開したが、これは行政とのパイプの役割とか事業者の相互扶助、横の連絡を主として活動した（代表大木代吉）。

これに対して、若い人々を中心に商工業の復興を促進し、町の復興をはかる運動を積極的に推進するために昭和二十三年（一九四八）大木宏男・仲西萬世・円谷昌幸・安藤強・小林勝己・相川勇・熊田俊一らが準備委員となり「矢吹経済振

興会を結成した〔矢吹町史 4巻資 料編Ⅲ 61—199〕。この会は郷土生産品の紹介、宣伝、商工祭、大売出し、観光遊覧施設の造成促進などをスローガンとして活動を開始した。同年九月には優勝杯争矢吹地区第一回中等野球大会を主催したり、御得意様招待演芸大会を主催するなど話題をつくった。十二月には総会をおこない、会長円谷昌幸・副会長仲西萬世・富永満寿蔵、幹事七名、顧問五名、評議員一二名、庶務部・事業部・調査部・文化部などを設け、大池の公園化の促進、矢吹・町屋間のバス開設、町名の制定などを協議している。その後数年多方面に活動し経済の復興に貢献した。二十三年に大池公園計画・西裏道路の建設を議会に請願し採択されている〔矢吹町史 4巻資 料編Ⅲ 61—55〕。

昭和二十五年ころになると矢吹町経済振興会は自主的団体ではあったが、町政と町民の生活に深く関係をもつようになり発言力を強めている。

このほかに、商業組合が矢吹地区商業協同組合となり、また矢吹地区衣料協同組合、白河商工会議所矢吹支所などがあった〔昭和二十五年ころ〕。二十四・五年ころから活発な活動した団体に木曜会がある。木曜会は大木宏男・熊田俊一・藤田由美らによって運営され、政治・経済・文化など多方面に活動をしている。二十八年には、矢吹木曜会映画館期成同盟会〔矢吹町史 4巻資 料編Ⅲ 61—39〕（会長大木宏男副会長円谷昌幸・熊田俊一）をつくり、議会に請願書を提出している〔矢吹町史 4巻資 料編Ⅲ 61—39〕。

金融機関は東邦銀行矢吹支店に加えて、昭和二十六年に白河信用組合矢吹支店が開設された。同信用組合の支店第一号として三月十七日に開店〔初代支店長 田辺久雄〕、十月に白河信用金庫矢吹支店となった。

これは矢吹町振興会、木曜会などが商工業の発展のために幹旋あつら・誘置したもので、矢吹地区商業協同組合の解散にとまない。商工業者の金融機関として発足したものであった。

昭和三十年ころ矢吹町商工会が認意に結成されたというのが実態はつかめなかった。

（藤田 正雄）

三 農 地 改 革

(一) 農地改革前の農村

明治以後の
土地所有
明治維新による地租改正によって、土地の私有・土地売買の自由・小作地の整理・部落共有地の官有・私下げなどによって封建的土地所有は一応解体したが、半封建的地主的土地所有を生み小作制度を發達させた。

第8表 土地所有の推移（矢吹町）

	自作地(%)	小作地(%)	計
大正 三年	三三〇反 (四〇・六)	四〇〇反 (五〇・九)	四一七〇反
大正 五年	三三〇反 (四〇・〇)	三六六反 (四五・〇)	五〇六六反
大正 十年	一七五反 (三三・〇)	三三四反 (六三・〇)	五二九反
大正 十四年	一九五反 (三三・〇)	三三四反 (五五・〇)	五二九反
昭和 五年	一〇〇反 (三三・〇)	三〇九反 (六六・七)	五〇九反

(矢吹町議会議事報告より作成)

明治十年代の不況からその徴候があらわれ全国的に土地の所有権移転は急増し、多数の農民が土地を失い小作農化する。福島県の場合しだいに小作地面積の占める割合が高く、昭和十八年には四〇・八パーセントとなり、自小作・小作地を合わせると七〇パーセントをこえる(『福島県農地改革史』)。

矢吹町の場合詳細な資料が発見できないが、大正三年(一九一四)から昭和五年(一九三〇)までの情況は第8表のとおりで、大正三年の小作地四九・四パーセントに対し、昭和五年は六六・七パーセントに増加している。

米騒動(大正七年)、関東大震災(大正十二年)、金融恐慌(昭和二年)、緊縮財政・金解禁(昭和四年)、米価暴落(昭和五年)など経済の動揺の中で零細農民は土地を失い、小作農化、転業を強いられる。

第9表 年次別小作争議発生件数

〔福島県農地
改革史〕より〕

昭元	年次	福島県	西白河郡
二	一	二	三
三	二	四	二
四	三	六	四
五	四	四	四
六	五	九	七
七	六	八	六
八	七	三	七
九	八	七	七
十	九	七	三
十一	十	七	三
十二	十一	七	三
十三	十二	三	三
十四	十三	三	三
十五	十四	三	三
十六	十五	三	三
十七	十六	三	三
十八	十七	三	三
十九	十八	三	三
二十	十九	三	三

これらの動きの中で日本資本主義は急速な発展をとげるが、小作貧農層は高率な現物小作料の取収に苦しめられ、小作料の減免、耕作権の確立などを要求して小作争議をひきおこす。昭和初頭の農業恐慌は、農村経済を極度の不安におとし入れ、第9表のとおり争議件数は急増し、昭和十一年には最高に達する。このように各地で小作争議が頻発すると、権力的に抑圧するだけでは対処しきれない状況になり、さらに小作争議は小作組合または農民組合を通じた組織的な農民運動として展開されるようになってくる。そこで政府は、大正九年（一九二〇）農商務省に「小作制度調査委員会」を設置、「小作調停法」を立案し、大正十三年（一九二四）七月ようやく立法化し、大正十五年（一九二六）農林省令で「自作農創設維持補助規則」を公布した。また「小作法案」も大正十五年から種々論議され、何回か議会に提案されたが、地主層の代表の議員により修正、否決され昭和十二年（一九三七）に貴族院において審議未了になり廃案になった。

戦時中の農地

昭和十二年日中戦争がおこり、戦時体制が強化されると農業生産の増強が叫ばれた。食糧の確保と低物価政策が国策とされ、土地および

食糧に対して厳重な国家管理を実施する必要にせまられ、一般経済の統制強化とともに強力な戦時農業政策をおしすすめる。まず貧窮に苦しむ農村の建て直しが緊急の課題となり、自作農創設維持・地主小作関係の規制・農地紛争の調停という三つの機能をもつ「農地調整法」が昭和十三年に制定され、翌十四年「小作料統制令」、昭和十六年「臨時農地価格統制令」・「農地開発法」・「臨時農地等管理令」（昭和十九年改正強化）「農地作付統制令」・「農業生産統制令」が相ついで制定され、小作料引き上げの停止、農地をつぶすことや移動に対する規制、小作米の国家管理などをすすめた。これによって

地主的土地所有制度は大幅に後退せざるを得なくなったが、地主・小作関係そのものは変革されないまま敗戦を迎えることになる。昭和二十年の矢吹町における土地状況をみると小作地の割合は田畑合せて、中畑村四九・五パーセント、三神村五八・三パーセント、矢吹町六三・七パーセントであった（『矢吹町史』4巻資料）。しかし戦時中の一連の立法措置は、いづれも戦時国策として農業生産力拡充のための緊急対策としてとられたものではあるが、結果としては既存の生産関係、特にその根底に横たわる地主的土地所有制度に対して本質的な批判を提起していることは見逃してはならない（『福島県農地改革史』）。

(二) 農地改革

農地改革着手

敗戦により占領軍より次々占領政策が打ち出されるなかで、戦前の地主的土地所有を解体した画期的な改革であった農地改革は、他の「民主化」政策とは異なり、日本の官僚の手でまず改革が計画立案されはじめたという大きな特色をもっている。それは予想される食糧危機と階級対立の激化に、戦前から小作争議などの伝統をもつ土地問題についてはいち早く対処しようとした一部支配層の危機感が農地改革を着手させたと考えられる。

昭和二十年九月一日付『朝日新聞』は、社説で土地制度改革の必要性を指摘し、九月二十六日付の『マンチェスター・ガーディアン』紙が、社説で「農業改革は日本改革の第一歩」であることを論じた。しかし占領軍より具体的な指示・発言はまだなされていなかった。その時期に進歩的官僚といわれた和田博雄を農林省農政局長に任じ土地制度改革の研究に着手させ、マッカーサーから「日本の民主的改革五項目」が示されたその二日後の十月十三日に、「農政局原案」といわれる農地改革についての試案が作成された。この原案は、(一)小作料の金納化、(二)市町村農地委員会の民主的改組、(三)自作農創設を骨子としたもので、地主の土地保有限度にはふれてなかったが、第一次農地改革の内容となった。

試案はその後検討が加えられ十一月六日の定例閣議に附議され、在村地主の農地保有限度が問題の焦点となり、農相構想の一町五反が事務局の手により三町歩になり、最終的に五町歩に引き上げられるなど修正追加をうけて、同月二十二日に「農地制度改革要綱」として閣議決定された。

この土地改革の方向は、自作農創設と小作関係の調整という二つの問題を基軸としたもので、基本的には自作農創設に重点がおかれ、小作農を解放するのに十分なものでなく、地主的土地所有制を廃絶するものでなく、むしろ逆にこれを維持する救済方策を含むものであったといわれる。

しかしこの要綱が、十二月に「農地調整法中改正法律案」として第八九議会上程されると、議会でこれを阻止しようとする地主勢力が強く反対し、審議未了で不成立に終る形勢にあった。その時十二月九日、G・H・Q指令として「農地改革についての覚書」が発せられた。

農地改革についての覚書（昭和二〇年二月九日GHQ指令）

一 民主化促進上経済的障害を排除し、人権の尊重を全からしめ且数世紀に亘る封建的圧制の下日本農民を奴隷化して来た経済的桎梏を打破するため日本帝國政府はその耕作農民に対しその労働の成果を享受させる為現状より以上の均等の機会を保証すべきことを指令せらる。

二 本指令の目的は全人口の過半が耕作に従事している国土の農業構造を永きに亘って病的ならしめて来た諸多の根源を^{または}根除するに在る、その病根の主なるものを掲げれば次の如し。

A 極端なる零細農形態 日本の過半数の農家が一・五エーカー以下の土地を耕作している。

B 極めて不利なる小作条件下における小作農の夥移 日本農民の四分の三以上小作乃至自小作であり収穫の半分乃至それ以上の小作料を支払っている。

C 極めて高率の農村金利の下における農村負担の重圧 全農村在住世帯の半数足らずが僅かにその農業収入を持々し得ているに過ぎない程度に農村負債は農村深く食い入っている。

D 商工業に対比し格段に農業上に不利なる財政政策 農業金融の金利及び農業に対する直接税は商工業におけるそれよりも遙かに重圧的である。

E 農民の利害を無視せる農民及至農村団体に対する政府の権力的統制農民の利害と懸け離れたる統制団体により一方的に割当てられたる供割当は往々にして農民を飯米農及至供出非協力利己的農家に追込んでいる。

三 よって日本政府は一九四六年三月一五日まで次の諸計画を内容とせる農地改革案を本司令長に提出すべし

A 不在地主より耕作者に対する土地所有権の移転



「農地改革」関係文書

- B 耕作せざる所有者より農地を適正価格を以て買取る制度
- C 小作者収入に相応せる年賦償還による小作人の農地買取制
- D 小作人が自作農化したる場合再び小作人に転落せざるを保証するための制度 右保証策は左記事項に亘るべし
- (1) 適正利率による農村長期及び短期信用の普及確保
 - (2) 加工業者及配給業者の搾取に対する農民の保護手段
 - (3) 農産物価格の安定策
 - (4) 農民に対する技術上その他の啓発事項普及の計画
 - (5) 非農民的利害に支配せられずかつ日本農民の経済的文化的進歩を目的とせる農村協同運動の醸成並に奨励計画
- E なお日本帝国政府は上記項目以外において農民の国民経済への寄与に相応したる農民の国民所得分け前の享受を保障するため必要と認められる計画を提出すべし
- (『日本史資料』下)
- この指令は上程されている議案に対してなされたものではないが、その審議に大きな影響を与え、提出案に対する修正の余地がないことが明らかになり、十二月十八日「改正農地調整法」が成立した。これがいわゆる第一次農地改革といわれるものである。

第二次農地改革

第一次改革は、昭和二十一年二月一日（小作料金納は四月一日）より実施されたが、前述のG・H・Q「覚書」による政府回答が注目され、内外に論議をよんだ。日本政府の回答は、G・H・Qの了承するところにはならず、日本占領政策の諮問機関である「対日理事會」で検討されることになり審議が重ねられ、六月下旬日本政府に対して勧告が出された。これをうけて政府は第二次改革をすすめることを決意した。

七月二十六日、「農地制度改革の徹底に関する措置要綱」を閣議決定、「自作農創設特別措置法案」と「農地調整法改正法律案」として第九〇議会上提され、十月二十一日公布され自作農創設特別措置法は二十一年十二月二十八日から、改

正農地調整法は十一月二十二日からそれぞれ施行された。

この第二次農地改革の前進している点は次の点であった。

- (1) 政府が自作農創設の事業主体となり、一定面積以上の小作地は国家が買取して小作人に売り渡す
- (2) 不在地主の範囲を拡大し全小作地とし、在农村地主の保有面積を引下げ一町歩とした
- (3) 農地所有単位を個人から世帯にした
- (4) 自作農創設に際し、農地の集団化を企図した
- (5) 買取に際して保有限度面積まで地主に報償金が支払われる
- (6) 自作地創設の期間を二ヶ年に短縮したこと

などで、また「農地調整法」の改正は

(一) 農地の権利設定移転の統制を強化する。

(二) 小作料の制限。

(三) 小作契約は書面によるものとし、小作権の安定をはかった。

四 農地委員会の構成は、土地の所有者と小作人を同数とし、選挙権、被選挙権を拡大し世帯員も含める。中立委員の任命に関しては委員全員の同意を必要とし、公開の会議を原則とし、リコール制を採用。

などで、これを骨子にして第一次農地改革に追いかけるかたちで具体化されていくことになる。

(三) 矢吹の農地改革

改革の準備

昭和二十年（一九四五）十二月「農地調整法」が改正され、さまざまな批判をうけながらも農地改革の準備がはじめられた。

農家にとっては死活にかかわる大問題であり、さまざまなうわさも流れ動揺した。小作地の契約解消による引上げ、農

地所有権の形式的な分家への移転、不在地主の帰農などが急増した。これに対して二十一年一月以降、県経済部長から農地移動の統制、分家遺言などによる贈与、交換に対する規制措置が通達されるほどであった。

小作料の金納化は二十一年四月から定められたが、現物小作料の換算単価については、「定額物納契約については、その契約されたものについて農林大臣の定める価格によって換算する」という規定にもとずき、次のように告示された。

玄 米	七五円	大 麦	二四円三〇銭
稈 麦	三六円三七銭	小 麦	四四円四三銭
大 豆	四三円八八銭		(単位石当)

しかしこの実施は容易ではなかった。実際的な小作料の收受は箇小作料が一般化して規定通りには実施されなかった。規定通りに勵行するには農民組合等の背景を必要とするのが普通の状態で、小作農家の間に農民組合の組織が拡大されていくのはこのころである。

市町村農地委員会の選挙は二十一年三月中におこなうよう達せられた。農地委員会は農地制度の重要な改革をなすものであるから、委員会には専任の書記をおくこととされ、各町村役場内に農地委員会書記が定められた。

このようにして調査などそれぞれ準備作業が進められていた時、二十一年十月二十一日公布された「第二次農地改革」が具体化され二十一年暮から二十二年頭初にかけてあわただしい動きとなってくる。

農地改革の進行 二十一年十二月には「新農地委員会」を構成する委員の選挙がおこなわれた。矢吹町の第一回の農地委員選挙は、

小作有権者	一、二一九人	委員数	五人
地主	二四〇人		三人
自作	三九一人		二人

とされ、一〇名の委員が自治法を準用した選挙によって選出された（『矢吹町史』4巻資）。

二十二年一月には農林大臣から「農地改革の実行の主体は農民自身である。日本農村の新しい出発点として、農地改革を徹底的に遂行されんことを切望す。」との内訓が出され、一月十四日には「農地調査規則」により農地の調査が命ぜられ、さらに県から「農地買取計画並びに農地売渡計画について」、二月五日には「福島県自作農創設特別措置法施行細則」、二月十四日「農地調査規則などに規定する知事の定める指定期日」が公布され、二月二十二日には「農地の買取及売渡事務処理要領」が矢つぎばやに定められた（『福島県農地改革史』）。

これらによって、

- (一) 第一期買取は二十二年三月三十一日。
- (二) 買取対象農地は、不在地主の所有する小作地全部、在村地主の所有する一町歩をこえる小作地を主とする。
- (三) 二月中旬から二月下旬までに農地台帳を作成準備すること。
- (四) 市町村農地委員会における買取計画作成は二月下旬から三月上旬のこと。
- (五) 計画書の公告縦覧は三月上旬におこなうこと。

などをきめ、農地委員会は多忙をきわめた。

昭和二十二年一月十一日県農地委員選挙委員会が発足し、同年二月二十五日を選挙期日として準備が進められた。はじめ四区制をとることになっていたがG・H・Qの指示により二区制となり、各層別の立候補状況は、第一区小作層一三名、自作層七名、地主層一〇名と計三〇名。第二区は小作層一五名、地主層一〇名、自作層六名計三一名で、定数二〇名に対して相当な激戦がおこなわれた。これは保有面積の決定など各層の利益代表として「またようやく改革の重大性を自覚した各層の関心のあらわれで投票率も一〇〇パーセントから九九・九パーセントの高率を示した（『福島県農地改革史』）。西白河郡は第二区に属していた。

昭和二十二年三月二十七日・二十八日に中央農地委員会が開かれ、地主が保有することのできる一定の小作地面積と経

営面積が全国各県別によりやく決定された。これは四月十日に告示された。次の通りである。

	二号面積 (保有小作地)	三号面積 (経営面積)
福島県	一町二反	三町八反
宮城県	一町五反	四町三反
全国平均	一町歩	三町歩

これを受けて各県農地委員会は、農地所有状況、経営規模などを考慮して県に対する指示面積をくずさないで各地帯別に決定していった。福島県農地委員会は、農業経営状態、地理的立地条件、歴史的慣習など多方面から検討し保有限度面積を

	二号面積 (保有小作地)	三号面積 (経営面積)
A 級	一町二反	四町
B 級	七反	三町二反
C 級	—	二町五反

に区分した。その結果矢吹の村町は、

	二号面積	三号面積
中畑村	一町二反	四町
三神村	一町二反	四町
矢吹町	一町二反	二町五反

こうして保有面積が決定され、三月三十一日第一期買収が実施されここに農地改革の第一歩が印された。第一期は主として不在自主の小作地買収であった。これから三か年間、昭和二十五年七月二日第十六期まで続けられ終了する。

農地委員
会の廃止

昭和二十五年（一九五〇）三月、農業委員会法案要綱が出され、「農業生産力の発展、農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため」ということで「農業委員会法案」が国会に提出され、二十六年三月に論議の末成立した。これによって「農地委員会」・「農業調整委員会」・「農業改良委員会」が廃止されることになり、三者の機能を統合するかたちで、新たに、「農業委員会」が発足することになった。

これによって市町村農地委員会は二十六年七月に、県農地委員会は八月に解消した。

農村の「民主化」のため農地改革の担当者として、また推進者としてさまざまな問題をかかえながら農地委員はその任務をはたした。昭和二十三年・二十四年ころ、政府は農地改革に消極的姿勢を示し買取打ち切りの動きがあったが、「農地委員会全国協議会」は反対運動を展開するなどして推進に一定の役割をはたした。

第10表 矢吹の小作地面積の変化

昭和25年		昭和20年		中畑村		三神村		矢吹町	
総小作地面積	総耕作面積	総小作地面積	総耕作面積	総小作地面積	総耕作面積	総小作地面積	総耕作面積	総小作地面積	総耕作面積
三、六九	二、八八	四、一七	八、四〇 _反	三、五〇	七、二〇 _反	八、四三	五、一一 _反	二、一五	八、三三
	六、五八		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%
	三、七九		四九・八%		七三・三%		六・三%		六三・六%
	一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%
	七・九一		七・九一		七・九一		七・九一		七・九一
	一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%
	二、一五		二、一五		二、一五		二、一五		二、一五
	一〇・三三		一〇・三三		一〇・三三		一〇・三三		一〇・三三
	一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%		一〇〇%

〔福島県農地改革史〕より

(四) 農地改革後の農村

改革の結果

農地改革は農村における土地所有と生産関係を大きくかえた。かつてない大規模な土地所有の移動は、混乱をふくみながらも昭和二十五年末までに一応の終了を迎える。

この改革で現矢吹町全体で総耕作面積一、九六〇町七反のうち、五五・六六パーセントにトあたる一、〇九一町四反がその対象となり、二十五年までに九五七町四反が解放され、総小作地に対して八七・七二パーセントにのぼっている。全国平均の八〇パーセントを上まわる解放がおこなわれたわけで、画期的な歴史的大変革であったわけである。

これによって農業における地主制は一応解体され、昭和二十五年の総小作面積は七・〇八パーセントの一三四町歩となり、全国平均の一〇パーセントを下まわる結果であった。僅かな小作地を保有する地主は残存したが、地主小作関係は旧来とはまったく異なり、高率な物納小作料は改められ規定の金納となり、小作権が保障され、従前の口頭契約から文書による契約が一般化して、小作人の立場が主従関係から解放された。これは農村の「民主化」に大きく影響してくる。

さらに、自作農家は戦前と比較して総農家戸数の一九パーセントから六三パーセントと増加し、自・小作を合せれば約九〇パーセントになっている。また小作農家は減少し、三三パーセントから三パーセントとなり、いずれも全国平均をこえる好結果となった。

農村の変容

農地改革によって小作農を自作農にかえることは、自作農創設の中心課題であり、前述のとおり著しい成果をあげることができた。それは農村における人間関係をかえ「民主化」のために大きく役立った。そして働きがいのある農業、村中みんなでつくる農村の意識も強くなった。それは「二十四年中畑村農業振興研究村計画」や「二十五年三神村農業振興計画」などにみられる（『矢吹町史』⁴巻資料編^{III}六一—二〇〇・二二三）。

しかし、日本の農業の最も著しい特徴ともいべき経営規模の零細性に対する有効な措置はとれなかった。むしろ改革後に零細農民を多く生みだされる傾向さえみられる。矢吹町の場合は、国有地などの開拓適地・未墾地の解放が含まれる

第11表 農家経営別戸数

区分	中畑村		三神村		矢吹町	
	昭和10年	昭和35年	昭和10年	昭和35年	昭和10年	昭和35年
自作農	九三 三三%	三九 七七%	二八 三%	二四 六四%	三六 一〇%	三五 五三%
自・小作農	一七 三%	八三 三〇%	一七 四〇%	一三 二九%	二九 五八%	一七 二八%
小・自作農		一一 三%		一四 三%		四一 七%
小作農	一四 三五%	一 〇	一六 三四%	八 二%	一五 三%	四四 七%
その他				八 二%		二九 五%
計	四三	四三	四五	四五	三六〇	五九七

第12表 経営耕地広狭別農家戸数

	年度		一町～一五町		一五町～三〇町		三〇町～三〇町		三〇町～	
	五反未満	五反～一町	一町～一五町	一五町～三〇町	三〇町～三〇町	三〇町～三〇町	三〇町～	三〇町～	三〇町～	
福島県	昭一六年 三、七九戸	昭二〇年 三、〇〇%	昭二〇年 三、八四戸	昭二〇年 三、〇〇%						
福島県	昭二〇年 四、六三	昭二〇年 三七・〇	昭二〇年 四、八〇三	昭二〇年 三七、七五	昭二〇年 三三、〇〇	昭二〇年 三三、一五	昭二〇年 三三、〇〇	昭二〇年 三三、〇〇	昭二〇年 三三、〇〇	昭二〇年 三三、〇〇
中畑村	昭二〇年 一八	昭二〇年 四・三	昭二〇年 三、六	昭二〇年 六、六	昭二〇年 一六・〇	昭二〇年 九	昭二〇年 二四・〇	昭二〇年 一四・九	昭二〇年 三六・一	昭二〇年 二五
三神村	昭二〇年 六	昭二〇年 一六・〇	昭二〇年 七	昭二〇年 一〇	昭二〇年 三三・一	昭二〇年 一三	昭二〇年 二九・七	昭二〇年 一六	昭二〇年 二六・一	昭二〇年 九
矢吹町	昭二〇年 二	昭二〇年 一六・一	昭二〇年 一七	昭二〇年 一〇	昭二〇年 一六・九	昭二〇年 六	昭二〇年 九・四	昭二〇年 二〇	昭二〇年 三・四	昭二〇年 〇

第13表 一戸当りの耕地面積

	昭和二十年	昭和三十年
中畑村	一六〇反	二〇・六反
三神村	一五〇反	一七・二反
矢吹町	一五八反	一〇・七反

のでその傾向はないが、全国的には大きな問題となって残り、戦後資本主義の発展の中で新たな貧農化・兼業農家の続出となってあらわれてくる。

(藤田 正雄)

四 農村の復興と農協運動

(一) 戦後の開拓

矢吹が原の開墾は戦時にも続けられた。国内の食糧難は日に日にひどい状況となり、戦力増強の一連として開墾畑地には甘藷・馬鈴薯・とうもろこしの作付が奨励され、畑地を水田にかえる水利事業・土地改良・耕地整理がおこなわれた。昭和十九年(一九四四)には、矢吹町・川崎村・信夫村・中畑村・鏡石村・須賀川町・浜田村の開墾耕地整理組合の連合会を設立し、その体制をさらに強めるべくはかった。しかし戦局はますます悪化し、資材・資金の不足は事業の進行に大きな障害となつて、国営事業の羽鳥ダム造成工事さえ一時中止せざるを得ない状況になつていた。

敗戦によつて、戦中にも増して食糧増産の必要がさげられ開拓が脚光を浴びる戦後の矢吹が原の開拓の歴史は、明治以後第三期にあたると言えよう。

敗戦は食糧難を深刻にすると同時に、軍人・在外邦人の復員、引揚者、軍需工場関係の労務者による大量の人口移入と失業者群の発生が生活を危機的状况にした。政府は内地離職対策として昭和二十年（一九四五）九月二十六日「集団帰農者受入事務取扱要綱」を定め、引揚者・戦災者の帰農対策をたてた。

さらに十一月九日閣議において「緊急開拓事業実施要領」を定め、五年間で一五五万町歩の開墾と、六年間で一〇万町歩の開拓、三年間で二一〇万町歩の土地改良をおこなおうとする計画をたてたが、いまだかつてない大規模なもので、その意気ごみのほどはうかがえるが、やがて短期間の完成は無理なことが明らかになってくる。

昭和二十一年農地改革がおこなわれ、第二次農地改革といわれる「自作農創設特別措置法」が制定され、この中に未墾地の解放も含まれることになり、この開拓と合せて、昭和二十二年十月二十四日先の「緊急開拓事業実施要領」から「緊急」の二字を省いて事業計画を二年延長した。福島県は、これらの計画に対応して、耕地整理・開墾・土地改良・農業水利改良の計画に分け、県経済部の耕地課の所管を開拓課を新設して対応し、のちに農地部を新設して事業の進行をはかる。

矢吹が原開墾は、国営・県営・耕地整理組合営と分かれ、矢吹原開墾事務所・矢吹開拓建設事務所がその事業を進めることになった。

矢吹が原の開拓と入植
昭和十八年（一九四三）「福島県営矢吹原開墾地自作農創設規定」が定められ、昭和十一年（一九三六）、十二年の東北地方集団農耕地開発事業による中畑地区弥栄部落（四八戸）の入植とは別に移住志願者を募集し、入植した。第二次入植は、昭和十二年三神弥栄部落（一八戸）、中畑柏山（五戸）、

川崎村十軒前（七戸）、第三次入植は昭和十八年に大池地区（二〇戸）であった。

第四次入植者の募集は戦後のこととなり、前述の「集団帰農者受入事務取扱要綱」と「福島県営矢吹原開墾地自作農創設規定」による移住となった。

昭和二十年十月九日矢吹原開墾事務所において開墾移住詮衡会がおこなわれ、十月十五日から三十日まで仮入植した人々は鏡石駅前の共同宿舎に入り移住訓練を受けた。作業班は一班一〇名で一〇班、計一〇〇名だった。十一月十五日これ

らの人々は入植地区の配分を受け、それぞれの入植地に入った。それは次の通りである。

第一区鏡石牧場（日本畜産株式会社貸付地の返還地（昭和二十年七月七日返還）

一〇名

第二区鏡石北原地区

一名

第三区鏡石西原地区

四〇名

第四区矢吹北善郷内地区

一七名

第五区飛行場跡地区

一四名

第14表 矢吹が原開墾入植状況（昭和二十二年まで）

① 計 画 及 成 績

区 分	計画戸数	入植戸数	同 左 年 度 別	
			昭和 二 十 二 年 度	和 三 十 三 年 度
集團農耕地開発地区	七	七	—	—
上記以外の県有地区	三〇	一七	—	—
耕地整理組合地区	九	—	—	—
計	一、三四	二五	二〇	三

② 入植前の職業別

入植総数	内 訳				
	農 林 業	工 業	商 業	軍 復 人 員	官 公 吏
二七戸	一七	六	三	六	八
					一三

③ 入植者境遇別

入植総数	内 訳				
	戰 災 者	引 揚 者	復 員 者	疎 開 者	一 入 植 者
二七戸	一六	一	六	三	一七

その後も矢吹が原開墾事業は継続され、矢吹町外一郡一町六カ村地内で地区総面積三、二五〇町歩で、開墾予定面積二、七五〇町歩、古田整理四三〇町歩が計画されていた。昭和二十二年までの入植状況は第14表の通りである。

矢吹飛行場の開拓

陸軍の飛行場として使用されていた矢吹が原の平坦地が集団開拓候補地としてあげられ、集団帰農者の入植地として対象にされた。当時の計画書によると第15表のとおりとなっている。これは軍用地利用計画による集団入植計画で、「元軍用地利用計画要綱」にもとづいて実施された。

●臨調第四号 昭和二十年十一月二十四日

元軍用地利用計画要綱

旧軍用地は政府の指示に基き戦後食糧の国内自給の用に供せすが為急速に乏を開發し、自作農を創設せんとす。而して土地開發に關しては其の用地買上當時の沿革及び現況に併せ農地開發營団、地元農業會又は特殊の技術、勞力等を保持し且公益的性格を有する団体等を事業主体として之に當らしむることとす。然して入植者に付ては従前の土地耕作者又は現在其の土地の開墾作業に従事し居る者及び戦災者、疎開者、復員者、海外引揚者、其の他失業者にして自作農業者として又は耕作者として適當に認められる者に付之を許可することとし、自作農創設は概ね次の方法に依るものとす。

一、帰農自一戸当配当耕地面積

二町五反歩以内(差当り一町五反歩)

二、費用負担

入植後相当収益を見るに至りたる時より(期間未定)納付金の形式を以て一部の費用を負担せしむる予定なり。

三、入植者の選定

入植せしむる者は詮衡の上自作農として新農村建設の適格者を選定す。

四、以上の利用計画に基き元軍用地に対する開墾予定別表の通りとす。尚苗圃地に付ては適當に選定するものとす。

第15表 矢吹飛行場入植計画

総面積	六五町歩	入植戸数	五戸
開墾可能面積	六町歩	昭和三年度	二戸
既開墾地	三町歩	今後入植	二〇戸
		以昭和後入植年	四戸

(『福島県農地開發史料』)

当初の計画では復員軍人の集団入植を予定したが、G・H・Qから復員軍人のみとすることには反対があり、一般入植者と混合での入植になった。

昭和二十年十一月、緊急開拓福耕二十一号復員班と称され、元飛行場格納庫に開拓者共同宿舍がつくられ、二十一年二月十日仮入植した。これらの人々は、元飛行場勤務の残留組で農耕団を組織し、共同生活を営んでいた六名の人々をはじめとして広く応募した一三名で、計一九名の人々であった。それに加え、羽鳥ダム建設にもなって水没する運命になって故郷を後にした湯本村羽鳥部落の人々一三名が加わり、この年の入植者は三二名を数える。その後二十二年二名、二十四年四名、二十五年一名、二十六年一名、二十八年二名、二十九年一名、三十一年二名、三十三年一名、三十五年一名となっている。これらの人々はすべて定住したとは限らない。資材不足と食糧難、赤裸の芯土で草も生えない土地の開拓は容易でなく、やがて世情が落ちつくにしたがって都会に帰る者、他に転住して転職する者もでてくる。その推移は第16表のとおりである。

第16表 飛行場地区入植推移

入植者数	昭和三年										
	三年	三年	三年	四年	五年	六年	元年	三年	三年	五年	
入植者数	一六	三	二	一	四	一	一	二	一	二	一
離植者数	一	一	〇	一	四	一	一	二	二	三	一
											一六

開拓者の生活

表土がはがれ、赤土が春先きの風にまき上げられ、空が真赤になって一寸先も見えなくなる滑走路。いたるところにコンクリートの残がい。丸太としの竹で作った共同宿舍で開拓の一畝が開始された。

配分地に唐楸での一畝一畝はまさに大地とのたたかいだった。主食その他は配給をうけていたが、当時全国的に配給は生活を維持する量になっていなかったので毎日の労働に耐えられるはずはなく、空腹と栄養失調に悩まされながら、それで



開拓者の家

もなお緻をふるった。二十一年ようやく各自の配分地の一角に三、〇〇〇円の補助金を得て各自の小屋をつくった。配給丸太三〇本、畳三丈、釘二貫目、建坪は一二坪以内、まわりをささ竹でかこい、屋根はささ・萱・杉皮をふき、まったくの掘立小屋で冬ともなれば雪が部屋の中に吹き込んでつもあるありさまであった。二十三年三月に電気が入るまでランプの生活で、ドラム缶の風呂に入り、道らしき道もなく一年中長靴をはなせなかった。

ようやく開拓した畑地に種を蒔いても種の量ほど作物が収穫できず、地力がないので陸稲などは立ったまま枯れていく。アワ・ヒエ・モロコシ・キミ・馬鈴薯・甘藷などを栽培し細々と飢えをしのぐしかなかった。

当時の模様を矢吹原開拓三十周年記念会誌「開拓三十年のあゆみ」は次のように語っている。紙頁の都合で全文掲載できないのは残念であるがその一部を転載する。

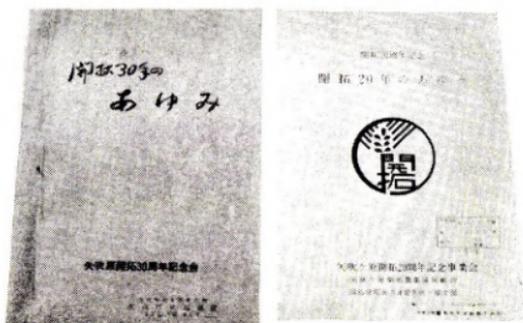
開拓三十年を顧みて

第四班 矢部 二郎

苦節三十年を分けて見ると、第一は成耕検査までの苦難の時代と、第二は開田による農業経営の安定化、第三にそれらの時期に於ける経済面（つまり借金）の整理の三苦節に分かれたものである。

元飛行場入植四十八戸の内訳は一般から応募した方、現在矢吹原及び須賀川に至る矢吹原土地改良区管内をうろちた羽鳥湖の湖底にあった羽鳥からの移住の方々、戦争で召集され無事復員された方の三組からなる開拓者であった。私の父は一般入植者で昭和二十年の敗戦の年十月頃に鏡石、矢吹方面の一般入植隊長として鏡石に於て入植訓練として一定期間共同訓練を受け、現在の星ノブさんが離農した処に元飛行場一般入植者の共同宿舎を建て、一般入植者が合宿して各々の配分地の開拓に従事した。

共同宿舎は丸太と篠竹で周囲をかこった小屋での生活であった。当時の食糧難時



矢吹原開拓記念誌

代を克服しながら唐鎌をふるい一畝一畝開墾し、畑をつくった事は現在の機械化と物価の豊富な時代に育った人々には想像に絶するものがあると思う。

私達家族は翌年三月三十日、福島から移住し、九坪程の仮小屋（丸太と篠竹）に入居し、日々唐鎌による開墾に従事し、畑作りに励進し、一年目の耕作をすることができたが、秋の収穫はまいた種子の量もとれない結果であった。当時肥料は配給でカリ肥などドンブリに一ぱい程度で何等役に立たなかった。

この様な第一期（成耕検査、昭和二十一年～昭和二十六年）までを経過し、年々畑から収穫も増加し、食糧難からの脱却が出来得たが経済面の苦難からは逃れるすべもなかった。

昭和三十年に至り、羽鳥湖完成に伴い六区自治会の推せんで父治平が初代開田委員長となり、開田工事が着々と進められ、現在の美田となったのであるが第一年目は反当り三俵から四俵の収穫であった。その後間もなく父は病に伏し、私は二代目の開拓者として後継農業に従事した。

人間、衣食住に困らない生活をしたのは誰でも同じであるが、私の住家はその当時まだ丸太造りの住居で何としても人間の住むらしい住宅を建築したいと、昭和三十六年に至り現在のあまり上等でないが住居を得る事が出来た事が私にとって忘れられない喜びでもあった。

この間の苦節の中で借金が増え、生活をしながらの返済は容易なるものでなく、私は転職する結果となったが、父子二代にわたる開拓が一応成功した現在、この土地は絶体に死守し、子孫に伝えたいと思うこの頃である。

最後に、貧乏者の集りと云われた矢吹原開拓組合の長としてその責務を最後まで全うされた北善の松崎二郎氏の労苦に対し心から「御苦勞様でした」と感謝の意を表して開拓三十周年記念碑建立に当り一言申し述べさせて頂きました。

まだまだ沢山書きたい事もありますが、開拓者の団結は今でも減びず協力一致、関係役員の御努力により、ここに記念碑の完成を見た事は私にとって一生忘れる事ができないと存じます。地下の父もさぞ喜んで居る事と思ひます。

（注）昭和二十年第四次移住者二代目）

かんの キミノ

昭和二十年十一月二十日に、広い飛行場に親子五人でいきました。ささ小屋で、明りのない所で、おかゆを食べました。ドラムかんのフロに、きてから二十五日後に、近所の人全部で、月を、見て入りました。シラミがたかって、トウグワを、おいてシラミを、とりました。

町に、はいきゆうを、うけにいくときも、はだして、いきました。しょっぱいものが、なくて、かいこんするとき、手のすじが、つまって、なかなか、仕事ができませんでした。思い出は、ほかに、たくさんあります。

(注 昭和二十年第四次移住者)

幕田 ケサヲ 七五歳

佳き年かな、昭和五十年十一月二十四日、ここに開拓三十周年祝賀式御日出度う御座います。就きまして皆さんより入植当時の思い出一言とのことですが……。

痛々しい戦争の犠牲者となり悲劇の主となった私は、幸い命こそ永らえたことはいえ当時の労苦を語りつくせるものでは無く悪夢の様な思い出は語るも聞くもただ涙あるのみ……。敗戦と云う痛手を荷って衣食住を求めて右往左往する姿こそ、これ体験者のみの知る心苦……。私は食盛りの大勢の子供の母親としての精神と愛情を「かて」に精一杯もやし続け、万難を排し、固き信念の素に光明を追い通し、生甲斐を持って努力して参りました。やがて来る開拓者部落の先祖の座に安着出来得ることは丈は間違無き環境に居りますので、私の誇りと思つて居ります。

次に変わり行く我部落の姿を現実に見て文字通り感無量で有ります。何卒、当部落の皆様、この繁栄と実の有る生活を、未来につき、開拓部落の多幸をお祈り申し上げ御挨拶と致します。

◎入植当時のないないづくし

衣 着るものワカメの様に破れても縫う道具がない。夕立にずぶぬれになっても着替がない。

柴木を運ぶのに紐がない。山に行くにも靴がない。

やぶかにそこらじゆさされても吊るかやがない。旧新聞紙かぶって寝ても、とても眠れるものではない。雪が降っても防寒具がない。手足はあかぎれ、いたくて眠れない。

食 過勞と栄養不良で健康害しても薬も栄養もなにもない。

ちよびり配給食とつても間に合はない。

地力の無いのに肥料が無いから作物は何んにもとれない。

いつも空腹空腹、骨がじやまになってこれよりやせられない。

住 二度の空しゅうですってん、はだか、はだしで入植原野の野宿、雨が降る時寝られない。

ホッタテ小屋を作るのに何もに資材がない。

入植後何日過ぎてもお湯に入れない。

夜になつてもあかりがない。月の出ない時は何んにもわからない。

昭和五十年十月二十五日

(注 昭和二十年移住者)

菅野 マサ

昭和二十年矢吹原に開拓者として入植。種さえまけば作物は実るものと希望を胸一杯に野草や県から配給になったどんぐりの粉を食べながら精一杯頑張ったあの頃がなつかしく思い出されます。

四方を笹で囲っただけの小屋、夜はランプやあろりのたき火であかりをともし、冬など吹雪が降れば小さな小屋の半分まで粉雪が吹込むしまつ、あれから三十年の年月が進き去つても昨日のここのように、思い出され、その一つ一つの全部を文字にしたい思い出一杯です。

二十年の十二月十三日、朝から降り出したぼたん雪がこまかい粉雪に変つた午前九時頃、前日から一つぶの米もなく、家の中には口にする食べ物は何もなくなり、おれがなんとかするからと言う主人の声をあとに、私は実家である滑津まで、せめて二、三日分でもいいから今度は私が都合してこようと思ひ出かけました。片道八キロの雪道を夕方までにもどらねばと急ぎました。昼近い時刻に実家に着いたのに米を借りにきた事など、どうしても言ひ出せず父母に話しかけられても今言おうか、早くいい出さなければと思ひう氣持で頭の中が一杯、どうしても言ひ出せず、とうとう夕方になってしまいました。雪もちらほらと小降になり帰らねばと言う私を、父母は、一尺近くもつもった八キロの雪道を女一人帰す事は出来ないときつく叱るし、朝から満足に食べていない主人が待つていたので、とも言えず泊ってしまいました。

一すいもせず待ち遠しかった朝がきました。いそいで身じたくをしていたら、入れ物を持ってきたのなら出しなさい。ぼつんと一

言母が言い出してくれました。あの時のうれしかったこと、それにあの頃はどの家にも道がなくなつた一面広い芝草の原、夜は遠い山波を目じるしに、我が家への見当をつけて帰らねばならなかつたものです。

私が泊つて来るなどは夢にも主人は思はなかつたそうで、道に迷つたのではないかと心配して、私の名を呼びながら、農場の方までさがしあるき、十一時半になってしまつたし、小屋にはなん時に帰つても寒くよいようにと堀りおこした大きな根っこをもやっているの、火の事も気になり、もどつたそうでよくじつ私が家に着いてみたら真赤に燃えているろりの火に、干した大根の葉がゆげを立ててことごと煮立っていました。塩もなく、味噌も醤油もないのに、それでいてつらいとも悲しいとも思わなかつたあの頃を考えては、ただ懐かしく思う。そういうえば梅干のつゆだけで一週間もすごしたことがあります。よく主人は此の梅干の話をしたものです。

詩いた種より取かくの少なかつたあの頃、遠くから見ると火事と間違われる程だつた矢吹原の土ぼこりも開田と共にやわらぎ、今は、もう秋ともなれば、すばらしい黄金の波。三十年間の開拓精神をたたえるかのように朝日にはえて、なせばなることを教えてくれます。

(注 昭和二十年第四次移住者のち転職)

加藤 政義

終戦後の食糧不足の惨状たるや悲惨そのもの筆舌に得ぬ。野の野草も取りつくす。人かろうじて生命の維持するのみ、日本人五〇〇万、うえじにすると言われた時代。それに手開墾、現代の農業機械化から見たら馬鹿であらう。食糧不足と資金難、二重の苦、血と汗と涙の開墾。百性の田畑は数代にて作られるもの、二、三十年に作る。これも終戦と云う混乱期であつたからこそ、出きうるものであつたらう。

その時代、塩もない時、人が何か不足云えども塩こそ大切な実体験。今でこそ塩の取りすぎで中風になると云われ、取らない事に苦心のいる時、経験は貴重なるもので、今の時代にはできない、人体に塩分が切れると十日から二十日程度にて筋がつまる。特に手や足の筋がつまり、それから睡眠時に全身硬直する。意識がはっきりするがどうにもならん。何かの本で読んだが、アマゾン河上流の土人は塩分を木灰より取っていると云われ、木灰は少量であるが塩分を含んでいるのだから。塩こそ生命の根源なのかもしれない。昔から塩をまく事によって清める行事もあるが、いわれは、何かあるにちがいない。飢饉の年は塩の準備をわすれないよう要心がけるべき開拓初代の家訓としよう。

(注 昭和二十年第四次移住者 単身一九歳)

ドラムカンの風呂

菅野 昌 和

入植当時、風呂に入れないことがなやみの一つになった。笹やカヤで造った小舎に入浴設備などないのはあたりまえのことで、もちろん近くの共同浴場もないわけだから、衛生上からも問題になってきた。私はまだ八歳の子供であったが、近くの人達寄り合つて風呂についての相談をしていたのをおぼえている。話は割合簡単にまとまり、その夜、早速風呂用カマの調達に数人が行動を開始した。何んことはない、旧飛行場の格納庫からドラムカンを失敬してきて急造風呂にすることである。戦時中、すでに戦地で利用経験者がいて、充分使用に耐えるとのこと、次の日の夕方にはあちこちから集まった人達でマキひろい、風呂たき、水くみ、水は私の家のバク弾池からくみ上げられ（バク弾池とはバク弾が落ちて出来た池で、当時は共同の飲料水にも使われていた。）それぞれ入植一号の浴場へ開きにせわしくたち働いていた。ドラムカンの音は沸きはじめるとヤカンの音を大きくした様なすごい音がしてまわりが熱くなり、このまま煮立つのではないかと思われる様な不気味さをおぼえるがお湯には変りはなかった。おりしも、一月の満月が松の枝越しに昇り、それぞれが最高の気分で湯にひたつた。当時は食糧もなく、トウキビの粉とかドングリの粉などと云われたわけのわからぬ配給食など食べ、衣類もろくなものもなくドン底の生活であったが、ドラムカンの風呂の中でハナ唄をうたつてガン張った開拓者のたくましさ、楽天性、協力が今日を築いてきたことを、三〇年をふり返つて、しみじみ感じている。荒地に打ち込むクワの音は地づたいに夜中までひびき大地の様相を変えていったが、今我々の鼓動になつていきづいてる。

(注) 昭和二十年第四次移住者二代目)

開拓入植三十年を顧みて

長尾 正直

長期に亘つた戦乱大東亜戦争の終戦、全軍の解散に伴つて半生を軍職に捧げた身命も復員の止むなきに至つて追放令に押付られて路頭に迷う身分となり、当時国策第一の食糧増産が打出され、昭和二十年福島県食糧増産緊急開拓者として現在地矢吹原に入植を許可せられ、翌二十一年四月一日より開墾に従事する事になり、其の悦びと意欲だけは意気天を衝くの状態ではあったが如何にせん着るに衣なく、又、喰うに糧もなく、住むに家もなく、取敢えず爆撃を受けた兵舎の一角を借り受けて起居、食糧は順調な配給もない状態、現在なら家畜の飼料にも劣る様な放出物資の配給、代用食として路傍の野草も殆ど摘みとられると云うありさまだった。衣料

品は買う現金もなく、時折旧軍の放出物資に依って甘んじて堪え忍ぶだけの状態であった。

入植早々馬鈴薯のとき付準備、二十疋の種芋を準備したが背に腹は替えられなく其の過半を食べ尽くすと云う始末。こんどは種芋探しに附近になく、郡山近在迄走り求めて時付を完了すると云う状態であった。五月上旬にその発芽が出初めた時の喜び、自然の恵みの大なるを感謝せずには居られなかった。今尚、脳裡に浮んで来る。七月下旬の収穫が待ち遠しい。やがて収穫となり約二畝五〇株位から掘り出された芋は小バケツにだんご粒位のもが一杯だけ、無肥料で作られたのだから当然であったろう。入植して始めて自作の食糧であっただけに家族一同大喜びで食べ感激をしたものであった。以上の様なエピソードは数々あった。二、三年次からは陸稲の作付、五、六年次頃からは屑米を食べながら供出、食糧増産の責務を果す様になる。

やがて子供等の高校教育の段階となったが、現金収入の途もない実情に妻は縫織り、自分は其の繩もじり、農作業の合間に雨の日、又夜業に迄及び、其の労苦は覚悟の上ではあったが今尚眼のあたりに浮んでくる。其の効果は当時としては僅かながらも非常に役にたった。以上の様な実情にあって子供等の通学の傍らや休日等克く農作業に手伝いを受けて大いに役にたったものであった。其の苦難辛苦はとても筆舌には現せない。自分としてはかつての「ガ島作戦」に於て五ヶ月間に十日分の食糧で作戦の体験があるものの、戦争参加の体験の無い者に是を押し付けることは出来ない。自分自身が日夜如何に労苦を感じ乍も、弾丸が飛んで来るわけでもないとは思いつつも、意気だけは強くとも其の苦難労苦の実情はどうする事も出来なかった。

やがて羽鳥ダム完成によって待望の開田となり不撓不屈の日夜の努力が報いられて、黄金の波漂う矢吹原は一大穀倉となり年毎に其の供出も増大し、食糧増産緊急開拓者の責務を完遂する迄に至ったのである。

此の成果を見ずして幾多の苦難に辛苦を身にかけて開拓の礎石となつて行った妻、自分の悲嘆許りでなく家族全員の痛恨事の極みであった。朝に夕に只々其の冥福を心から祈るのみである。

乞い願わくば以上の様な環境にあって幾多の苦斗に苦斗を続け其の苦難を乗り越えて来た開墾と事蹟を忘却する事のない様に、日常初代を回顧し、二代三代と幾千代迄も子孫の繁栄と躍進発展を祈念するものである。

昭和五十年十一月二十四日

開拓三十周年開田二十周年記念に記述す。

(注 昭和二十一年復員移住者)

佐久間 利 一

昭和二十一年矢吹原飛行場跡に入植して以来三十年となりました。戦後まもない物資のない配給の時代だった。むろん電燈もなく

ランプでした。家と言っても小さなワラぶきの住むだけのそまつな家、立木一本ない飛行場ですから強風でワラ屋根が吹きとばされることもしばしばありました。すぎまから吹こむ雪で布団が白くなった夜もありました。

しかしそんな事には屈しません。二町五反と言う原野を開拓する事に専念した。だが其の頃肥料がなく反当四キロ位の僅かな配給だったと思います。せつかく作付しても実になりません。シノがらきをたき、クン炭を作り、ある時は町の知り合いまで下肥をもらいに荷車を引いていったことさえありました。すべて自給肥料でした。そんな生活を繰返し働けども貧しさはつるるばかり、開拓と言うことは想像以上の苦しみだった。そして二十三年八月長男誕生、心新たに頑張りました。和牛の子牛を売り馬を買い車を借りて馬車引を始めました。

朝の暗いうちから出て杭木の運ばんです。其の頃一日の賃金が一、〇〇〇円位だったと思います。馬の食費を差引いても八〇〇円位ありよかったです。そして二十五年五月次男誕生、此の頃は大豆、アワ、陸稲の保有米ももてるようになった。昭和三十年には四反歩の開田も出来た。家も新築しました。長男も小学校に入学、ほっとして喜んだのも其の頃でした。私達は開拓地としてはめぐまれていたと思います。

次々に開田になり作業も機械化により省力的になり時代のうつり変りにおどろくばかりです。私は二十一歳で入植して、ここに三十年、一世代の歳月が流れたわけです。健康、忍耐、努力の結果ここまで成功したと胸を張って言いましょう。

三十周年 おめでとう。

(注 昭和二十一年復員移住者)

入植三十周年の思い出

錦織 民房

終戦、そして住宅の戦災と前途に暗い影を背負い、九月二十九日復員した。此の時戦友の厚意により、石川町に落着く事が出来た。今日あるのも良き友の協力の御蔭と感謝している。先づ明日からの自活の道を見出す事に努力した。当時矢吹原飛行場部隊の有志による開拓団を組織して飛行場開拓をする計画を知り、早速団長北崎泰久氏に意志を話し、特に参加する事が出来た。又、県の選考にも無事通過して、二月十一日入植を許可された。愈々那須おろし寒風のもと、不毛の地と呼ばれた原野での新しい人生がはじまった。しかし農業にまったくの素人と、経済、食糧など諸情勢により開墾が思う様に進まず、同志も離農をはじめ、私も何度か離農を考へた。二十三年、一〇坪の住宅を建てた。小さくとも我家である。ランプの下で、家族で喜びあひ其後電気がひけ、家の中の電燈がついた時、苦勞も忘れ電燈の様な明るくなったあの時の気持は今でも忘れられない思い出である。それまでには経済が追込まれ

て収入を得る為に建設現場に、ある時には傘売り、こんにやく売りなど、行商などして切抜けた。開墾も大分面積も増し、大豆、小豆、陸稲、トウモロコシなど主で、肥料は配給でごく少量で、自給肥料をくんとん、馬糞など使用、当時は、馬車が交通機関の一つで、馬車の後を追って馬糞を肥料にした。二十八年頃より主食の自給ができるようになった。三十年特望の矢吹原開田計画が実施され我家でも一町歩の開田がなされ、羽鳥湖より通水された時には、今までの苦勞も水に流れていった様な気持ちで流れを見つめた。しかし、起耕、水もち、植付など予想外に苦勞してようやく植付したが収穫も九〇キログラム程度であった。見るからにあわれの稲であったが自分の手で水稲が取れ食卓に上った時、これで本当に農家らしくなり、又大きな希望が沸いた。

ここに入植三十年、美田と化した水田を見る時、いろいろの思い出がよみがえってくる。永いようで短い年月であった。今日あるのも諸氏の協力の御蔭と感謝しており、今後も農業に十分に精進して行きたいと思っています。

(注 昭和二十一年農耕団移住者)

矢吹原開拓三十年を顧みて

塩田 文子

目を閉じると思い出が走馬燈の様に脳裏に浮びます。入植当時私は三十代前後の年齢でした。当時は一面荒野原、まだ飛行機の残骸もあり、格納庫も残っており、その中に朝鮮の人々が住んでいました。兵舎の建物もあり、コンクリートも敷きつめてありました。慣れぬ手にとうぐわを持ち、一くわ一くわ荒地を掘り起こしました。石がごろごろ出てきて仕事ははかどらない。今後どうなるのか、やっつけていけるのかと自問自答の毎日でした。汗にまみれ、ぐったりとなる日々が続く。生きて行くのが精一杯の苦しい時代でした。ランブをみがいて、その明るさを実感し、雨風をしのぐだけの堀立小屋に当初は家族七名文字通り肩寄せ合って生きて来ました。ドラムカンに湯をわかし月を眺めて入った風呂。ソバ、馬鈴薯、調味料塩の主食、米の御飯を子供達に腹一杯食べさせたいと何度思った事でしょうか。リヤカーを引いての山へのたき木取りなど思い出はつきません。夫「要」は初代の開拓組合長を勤め、皆様と共に奔走し、やがて電燈がつくようになりました。それにしても現金収入がなく、電燈料が払えず電線を切られた事もあります。羽鳥ダムが完成し、水路に水が来て田植えが出来るようになりました。入植以来の苦勞の堆積したのでしょうか、矢中PTA会長在任中、夫が病に倒れ、闘病生活の後帰らぬ人になりました。昭和三十八年十一月でした。これから楽になるというのに。世の無常をしみじみ感じました。混乱の時代が過ぎ人々はお互いの消息を尋ね始め、夫の死後七年目に同期の陸軍士官学校三十七期生の方々の集まりが東京でありました。任官時代の人々に再会し感慨無量でした。航空隊当時の副官の方から消息を聞いたので手紙が来たりしました。すべて夫亡き後でした。現在矢吹原には開拓地というイメージはなくなりました。お互いに助け合って頑張った日々。歳

月の重みをしみじみと感じます。

(注 昭和二十一年農耕団移住者)

大野 正 司

今茲に開拓三十周年記念碑の建設に当り過去の思い出の一端を記す。

先ず入植するに至る私の事情について、敗戦そして復員、混乱状態の当事の事として、職もなく実家の手伝いをする。其の頃、同じ復員の次兄(当時福島軍の補導会に勤務中)より、矢吹飛行場跡地に復員者を入植せしめ開拓する計画である事を知り、私に入植してはと相談に来て計画の内容を知る。配当面積は一戸当り一町五反、住宅は勿論、農具、衣類等は軍の残物を支給する等々の好条件の由にて、私も妻と相談の結果入植を決定する。そして兄に手続きを依頼。併し、事情は遂次変化し、米軍の指令に衣り軍の補導会は解散せしめられ、計画は県に移管され、一般入植者と同条件になり県の選考を受け現在地に入植する事に決定する。さて決った土地はと見れば、草も育たぬところに不安を感じる。移住するにも家もなく、先ず町の知人の家の物置小屋を借り受け通い乍ら開墾を始める。当時は農具も唐鍬のみ、配当地は飛行場建設のために表土はけけずり取られ固められた災にひどい処にて、東京育ちの妻と共に唐鍬を振る手は豆だらけ。そして汗を流す。空腹を感じても食物は何一つ無く苦斗の毎日なり。又夜明を待っては馬糞の回収に町裏の道路を一巡する。種を時にも肥料とて無く、之も日課の一つになり、こうして夏になり実家の応援も受け、小さな我家も出米、通い開墾にも別れ、慇々本格的開墾に入る。そして喰う為の作付もする。併し作物は思った様に育ってはいくれなかった。肥料が無い、土地が悪い、配給の金肥は棄程。配当地の山に行き笹を刈り、真黒になって燠炭を焼いた。それも作物の生育に必要な肥料にはならず、作付した馬鈴薯が漸く種程。穀物類は五、六寸伸びたが遂に実はつかなかった。こうした農業が三、四年も続く。配給の食料、そして借金は増す一方。その配給食料も米はほんの少々、今思えば豚の飼料程度のもの。馬鈴薯で一日働らき甘藷で一日開墾の苦斗の連続。勿論政府より営農資金一〇、〇〇〇円や住宅資金として七、〇〇〇円の貸付等があったが、それとて大部分は食料となつて消えてしまった。こうした生活の中で我が家に忘れられないことが出来た。それは当時色々な事情で医者も行けず長男を亡くした事だった。今思えば残念でたまらない。丁度其の時電柱立ての作業の出来事だった。それだけに各自苦しい家計の中から大金を出し合い電灯を導入し二十三年の三月各戸に電灯の光がついた時の喜びは大変なものだった。こうしてランプの下の生活も終る。この年七月には開拓組合が結成され、初代組合長として郡山の会議に出席、旧友に逢う事の出来たのも思い出の一つなり。

年が立つにつれ営農の面も変化して行く。堆肥の生産等も最初兎から鶏へ、そして山羊、綿羊等の中家畜に、後に和牛、乳牛の大家畜に移行する。昭和三十年度には開田事業もあって、農産物は増産され生活面もぐんと良くなる。又思い出の一つに消防の事がある。

る。当時町会議員になった矢部治平氏の骨折にて開拓地にも消防班が編成される事になる。私が班長に星庄治氏が副班長に任命され、十名の人員にて五区に分団の一ヶ班にして誕生する。後に手押ポンプを貰い、駅より電柱と踏切番の小屋を買って火の見櫓を立て、ポンプ小屋を建て、五分団より独立する。又開拓地に自衛隊の誘置運動が起きた時、同志と共に農林省や防衛庁に反対の陳情を行った事等。又家計のため肥時ザルを造って売った事等々、思い出は限りなく続くがその一端を記し終りにする。

今にして思えばよくあの困難な開拓に打ち勝ち得たものは、若さと体力、氣力と忍耐の賜と思う。唯残念でならない事は、入植以来苦業を共にした幾人かの同志がこの記念の日に姿を見せる事の出来ぬ事である。

(注 昭和二十一年復員移住者)

その後の矢吹原開墾事業は、「自作農創設特別措置法」により、大和久・中畑新田(二〇戸)、北善郷内(一七戸)、狐石(一二戸)。三城目西原(二五戸)、須乗新田(一一戸)・明新(九戸)、寺内(八戸)、松倉上敷面(六戸)がそれぞれ国有林・国有地解放などをもたっておこなわれ、主として町村内の二・三男の開拓入植者であった。また、既農家にも増反が認められ一戸当り二町歩〜三町歩の耕地を開墾した。

開墾の作業は原野を耕地にかえ耕作面積がふえていった。とくに畑地の面積は急速な増加をみせるが、昭和三十一年羽鳥ダムの通水によって畑地から水田への転換がすすむ(後述)。

昭和二十七年ころより畜力が導入されてようやく生産もあがり、大豆・トウモロコシなど供出できるようになった。しかし二十八年・二十九年の冷害には大きな打撃をうけ、冷害補助金をうけ、開拓者資金の融資で生活をささえた。これより立直るには二、三年の年月を要した。昭和三十年ようやく羽鳥の水が矢吹原にも導水されるようになり、水路工事と畑

第17表 耕地の推移

	明治四三年	昭和三年	昭和五年	昭和三年	昭和五年
田	七、八四六反	八、〇二九反	七、七二五反	七、七〇〇反	二、五五六反
畑	八、二二八反	二、五五六反	一〇、九三六反	二、三、五五〇反	二、三、五九九反

の水田化がはじめられた。三十一年待望の通水により急速に水田が広まりようやく経営も安定するきざしをみせた。

開拓農業 協同組合 開拓者は、相互扶助と生産資材の確保、配給物資の行政との窓口をつくるため組合を結成した。昭和二十一年十二月ごろ任意の組合として県営開拓矢吹原移住組合（組合長荒木茂夫）と矢吹原開拓団（俗称・組合長宗像倉松）などがあつた。

この組合は困難な生活の中でお互いを励まし合い、日常のトラブルや生活の悩みを解決する役割をはたし、開拓者のふといきずなをつくるセンターとなつた。

昭和二十三年今までの任意の組合から、県の認可団体としての組合をつくる必要が生じてきた。「農業協同組合法」の施行と、「福島県農地開発開墾工事補助規程」などにより、補助・助成は「農業協同組合その他知事の適当と認める団体に交付する」ことになり、開拓政策や農政の受入機関として組織化された。

昭和二十三年までの関係開拓農業協同組合は次のとおりである（『福島県農地開』
第18表 開拓農業協同組合の一覧表（昭和二十三年まで）
（発史料）収録）。

組 合 名	開拓地区名	所 在 地	組 合 員 数	代 表 者 名	認 可 月 日
矢吹新開拓農業協同組合	矢吹	矢吹町内原	六	大河原 精三	三・三三
矢吹原	矢吹	矢吹町内原	七	大野 正司	三・七五
中畑村	中畑	中畑村	七	蛭田 四郎	三・七三
中畑農	松倉	中畑村 倉	三	鈴木 文七	三・七六
三神村	三神	三神村	一〇	猪合 幸雄	三・七元
北善郷内	北善郷内	北善郷内二三	六	川島 来太郎	三・八三
明新	明新	三神村 明新字小屋敷	六	内藤 重得	三・二五
ほかに昭和三四年に					
狐石	狐石	矢吹町石	三	星 二郎	四・七元
須乘新田	須乘	三神村 須乘新田	二	会田 光雄	四・不明

三神村開拓農業協同組合は、純入植、増反開拓合わせて一〇五戸の農家で組織され、中丸地内を中心とする。のち矢吹カ原開拓農協結成の際分離して純入植者のみ加入する。

北善郷内開拓農業協同組合は、第四次移住者として昭和二十年に飛行場地区の一四名とともに、北善郷内地内と赤坂西地内に一七名が入植、これらの人々によって組織された。

矢吹新開拓農業協同組合は、矢吹町二区・赤坂西・大池・中畑新田・大和久地内の入植者をもって組織された。

矢吹原開拓農業協同組合は、元飛行場地とその周辺の入植者により組織され、矢吹原開拓団から発展的に組織されたもので前述のとおりである。

中畑村開拓農業協同組合は、松倉以外の中畑全域の入植者をもって組織した。また中畑婦農開拓農業協同組合は、松倉地区の入植者二二名をもって組織し自作農創設による婦農者が多かった。

明新開拓農業協同組合は、純入植九戸、増反開拓四五戸計五四戸をもって組織された。後に矢吹カ原開拓農協が結成されるとき分離して純入植者のみ加入した。

狐石開拓農業協同組合は、昭和二十四年、旧農兵隊宿舍などがあり、その後食糧増産隊の開墾がおこなわれた地域であった国有地を解放して、婦農者対策入植をおこない。引揚者二戸、復員者三戸、満蒙開拓団員一戸、地元二・三男入植六戸の一二戸で組織された。

須乗新田開拓農業協同組合は、入植者一戸をもって組織された。

これらの各方の開拓農業協同組合は、ほとんど非出資組合であった。昭和二十三年九月四日設立の西白河郡開拓農業協同組合（出資組合・西白河郡内五〇四戸、初代代表者釣巻稔）は郡内各地区の開墾者を包含し組織されたので、開拓者は二つの組合に加入することになった。

昭和三十二年四月組合の運営と立地条件などから西白河郡開拓農業協同組合を発展的に解散し、郡内各方に組合を結成した。矢吹方は矢吹町（矢吹・三神）・大信村・東村の開拓者二二五名をもって「矢吹カ原開拓農業協同組合」を設

立した。

矢吹カ原開拓農業協同組合は、従来の各地区の組合を班とし、出資一〇一、〇〇〇円、出資総口数四、七六〇、事務所を県矢吹農地事務所内に置き、八月に設立認可となり発足した。(初代組合長塩田要)

その後、開拓農民の振興組合として資金の窓口となり、営農安定のために大きな役割をはたした。しかし開拓農民が苦難をのり越え、開拓が終り一般農民となら孫色なく営農ができる時点でその使命は終った。昭和四十七年解散を決め、矢吹農協をはじめ、それぞれの農協に残務の引継ぎをして組合員は、それぞれの農協の組合員となり、矢吹カ原開拓農業協同組合は一五年の活動に終止符をうった。

(二) 農業の復興

農業調整委員会

荒廃した農地に畝をふるい、敗戦の失意から立ちあがり、生産の再開に力を注いだのは第一に農業であった。食糧難は予想を越えて国民を苦境におとし、昭和二十一年二月に食糧緊急措置令が公布され、同年八月には、供出制度をスムーズに実施し、政府・県・市町村と農民の間に立って両者の立場を調整するものとして食糧調整委員会がつくられ供米割当や督励に当った。二十三年七月に食糧確保臨時措置法が公布され、食糧調整委員会にかわって、農業調整委員会がつくられ、二十三年十一月三十日全国一斉に町村農業調整委員の選挙がおこなわれた。

食糧確保臨時措置法は一定量の供出の確保をはかるため、稲作農家の増産意欲を高めるために制定されたもので、

一、主要食糧農産物(米・麦・いも類および雑穀)について事前に生産数量と供出数量も割当てて農家に農業計画を立てさせ、これに対して肥料、農業および農機具などの生産資材の配給の裏打ちを計画的におこなう。

二、生産数量 供出数量の割当方法は、農林大臣が中央農業調整審議会と知事の意見をきき、府県別に農業計画を定めて知事に指示する。知事はその指示にしたがい農家別に農業計画を定めて指示する。この場合あらかじめ町村農業調整委員会の議決を得ることを必要とする。

三、実施機関を民主化するため、町村、地方事務所の区域および府県に農業調整委員会をおく。委員会は農民による公選委員と学識経験者で構成し、会長は委員の互選とし、委員のリコール制をみとめる（『戦後福島県 農政発展史』）。

というものであった。この委員会は昭和二十六年農業委員会に合併改称されるまで、食糧の確保と増産に大きな役割をたした。

昭和二十三年九月の秋には全国農民代表者会議が農業復興会議の主催で開かれ米価と供出の問題が話し合わせ、インフレの物価高騰の中で米価が大きな問題となってくる。

米価審議会は昭和二十四年八月に生れる、物価庁長官および農林大臣の委嘱する委員によって構成されることになる。これに対する共同対策機関として「米審対策協議会」が設けられ対策活動に入っている。

農業改良委員会

農業生産の増大への期待が高まっていくなかで、能率的な農法の発達と農民生産の改善をはかるため昭和二十三年七月十五日農業改良助長法が公布された。この法律によって県は「農業改良課」を新設し、県内四五地区農業改良指導所に改良普及員が配置された。さらに農業改良普及事業を円滑にすすめるため、知事の諮問機関として地区農業改良委員会と県農業改良委員会が設けられた。

地区農業改良委員会は県内四五の地区に五人〜一五人の委員が組織され、委員は市町村長が地区内の農民から適任者を選んで推せんし任期は一年とした。西白河郡内では矢吹・吉子川・白河に設置された。昭和二十六年農業委員会に合併改称されるまでの短期間であったが、農業改良普及員とともに敗戦の虚脱状態からぬけだし、国土の復興と食糧増産に農民の大きな力となった。

農村の復興

農地改革の進行と供米完遂のための増産、農業改良の努力は急速に農村を復興させた。その第一は農地改革によって創設された自作農家の生産意欲の向上によるものである。総農家数の六〇パーセントを越える農家が自作農となり、自小作農を合せると九〇パーセントとなった。中畑村の場合は自作農が七七パーセントでさらに昭和三十年代に入ると自作農および自作農家は増加した。



保温折衷苗代

第二は供米制度による増産体制で、とくに事前割当制などの実施は困難な中にあって、供出対象作物の生産を助長し米・麦はもちろん馬鈴薯・甘藷・大豆・小豆・とうもろこし・そば・粟・ひえ・もろこし・きびなどにいたるまで、食糧難、インフレによる換金作物の栽培など背景に事情があったにせよ。生産向上の大きなきっかけとなった。

第三に農業改良と技術の進歩である。食糧難は稲作技術の改善、品種改良、肥料、薬剤による病虫害の防除などの方法を真険に考えさせる結果となる。これがだんだんと一般化し実現されていくことをみのがしてはならない。昭和二十三年に県の食糧対策委員会が募集した論文に、矢吹町の平賀常夫は「我が家の食糧増産」と題して、一、有畜農業経営法による増産、二、青物八割にて飼育出来る飼鶏法、三、酸性土における鶏糞使用による増産、四これ等による改善畑の利用を骨子として有畜農業による開拓地増産を述べている。当時としては先見性をもった研究であった（『矢吹町史』4巻資料編Ⅲ6―119）。

また村ぐるみの農業振興対策も積極的に推進され、昭和二十四年中畑村では農業振興研究村として、農業経営改善推進委員会を構成し農業協同組合、日本酪農講習所などと提携いして農業技術の改良、経営、生活改善にまでとりくんでいる（『矢吹町史』4巻資料編Ⅲ6―119、120、121）。三神村では二十五年農業協同組合の運営を背景として「三神村農業振興計画」を樹立し五カ年計画による改善計画をはかった（『矢吹町史』4巻資料編Ⅲ6―122）。

なかでも水稲栽培に画期的な効果をあらわし登場するのが「保温折衷苗代」であった。年一回の米代金に生活のすべてをかける農家にとって、米の増収こそ最大の願ひであった。苗代半作といわれ育苗技術は昔から重視されていたが、長野県の篤農家の手によってこの技術が考案され高冷地や東北地方に普及した。昭和二十四年九月に県保温折衷苗代普及会が

第19表 中畑地区保温折衷苗代普及の推移

年 度	保温折衷苗代面積	苗代総面積比
昭和三七年	二七〇坪	四・三%
三八年	八七〇坪	二・八%
三九年	七八〇坪	二・五%
三九年	八三〇坪	二・三%
三七年	八六〇坪	三・七%
三七年	一三、七〇坪	三・三%

られないほどの普及ぶりであった。

災害の たたか

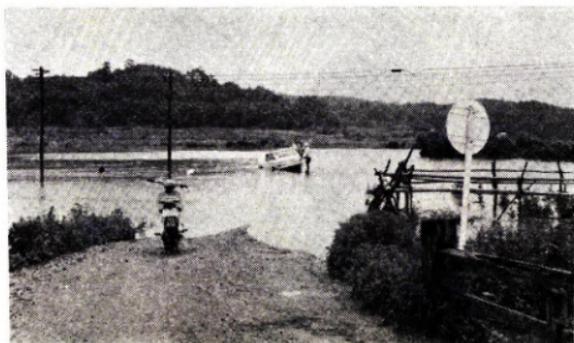
昭和二十二年、深刻な食糧難が続き、農村の復興もその緒についたばかりの時期に隈戸川、泉川が氾濫し、水田に冠水し被害農民を嘆かせたが、二十三年の冬には例にない強烈な寒風害と晩霜のため麦類が減収し、さらに長期にわたる暖雨のため馬鈴薯・甘藷に病害が発生し、秋にはアイオン台風によ

って水稲・雑穀が風水害を受け、旧矢吹町だけで、冠水水田三五八反・畑三九五反、流失水田五畝、稲倒伏七〇反、雑穀倒伏二一四反という状況であった。

水稲は二十四年の反収と比較すると九二パーセント、麦類については小麦六〇パーセント、大麦七四パーセントという状況で、とくに旧矢吹町の小麦は二十四年の反収比較で五八パーセントと被害であった。幸い二十四年は平年作に回復したものの、復興に大きな痛手をうけた。

昭和二十八年四月二十九日朝、戦後最大の晩凍霜が県下を襲った。これ以後異常天候が続き、梅雨型の異常低温と長雨が九月上旬まで連続し、水稲出穂は平年にくらべ二週間おくれ、雑穀なども軟弱徒長、病虫害が多発し、水田の八〇パーセントがイモチ病にかかり、刈込期に青田続出という惨たんたるありさまであった。まさに凶作で中畑村の減収率四八・

結成され広く普及されるが、当初は水田苗代とは全く異ったため実施に踏み切る農家もすくなかった。しかし二十五年度から油紙代などの国庫助成や県補助がなされるようになり（昭和三十一年度まで）普及のび、三神村の場合二十七年には二二戸一、四〇〇坪、二十九年には三、〇〇〇坪、三十年の実績は、五、〇〇〇坪となり、耐冬品種の導入などあいまって増収に大きな効果を発揮した。とくに二十八年・二十九年の冷害にはいちじるしい効果を発揮し、水田苗代に比して二割〜五割の増収を維持し、苗代といえは保温折衷苗代以外は考え



泉川の氾濫（この写真は昭和46年のもの）

五パーセント、三神村六〇・六パーセント、矢吹町四六・九パーセントであった（『矢吹町史』4巻資料）。「中畑村公民館報」は岩谷好の一文をのせ、被害総額五千万円、今後の生産を阻害し生活をおびやかす最悪の事態を宣言し、「中畑村冷害対策委員会」を全村あげて組織し、農政的解決と「村民各自の自ら立ち上らんとする意欲」をのぞみ、農業経営の合理化と生活の簡素化・節米をよびかけている（『矢吹町史』4巻資料）。三神村でも「冷害対策協議会」を結成し経営の安定復元をはかろうとしている。

県にも冷害対策本部が設置され、農協は、冷害克服農協総決起大会を福島で開き、事態収拾の要求をあげ、陳情などがおこなわれた。

国県は、緊急融資と、失業対策事業・公共土木事業のワクの拡大、薪炭原木の払下げ、生活保護法の大巾適用、冷害克服資金対策の処置をとり対処した。

三神村では冷害対策土木事業をおこし、農道改修、用水路改修などおこない二七五万円の前算をくんでいる（『矢吹町史』4巻資料）。矢吹・中畑でも対策に全力をつくした。

翌二十九年も冷害となり二年連続の凶作はさらに大きな打撃を与え、「農村恐慌突破県下農民大会」を福島市で開くなどその対策に頭を痛めた。

かさなる冷害を乗り越えて、農協などを中心に、備荒貯畜の実施・零細積立定期の奨励など災害備荒の自己資金の確立、生活改善運動・共済制度の拡充整備などを自らの手でおこないながら経営の安定をはかった。

一方、工業を中心とする日本経済の急激な復興と高度経済成長の中で農業のおかれた状況は変化していく。その中でやがて農業は大きな転機を迎えることになる。

割当供米
制の撤廃

昭和二十七年ごろからようやく主要食糧の国内需給に一応の安定がみられるようになり、三十年七月から米の予約売渡制度が実施され、長い間強権的な供出制度として農家をしめつけていただけに自主的売渡し集荷法として歓迎された。

初年度だけに、その成果があやぶまれたが、三十年は豊作になったことと、はじめて石当り一萬円の米価になったこと、予約前渡金、減税措置（石当一、四〇〇円の非課税）などが功を奏したのか目標を達成することができた。

ところがこれと期を同じくして米穀統制の撤廃の動きがでてくる。つまり食管会計の負担増大にもなつて政府は米穀を自由販売にしようと三十一年の予算編成期に画策したとして、農業委員会連合会、県農業会議は反対運動を展開し、署名運動・陳情書などを送って反対運動を盛り上げた（『矢吹町史』4巻頁）。

また昭和三十三年には、米価要求運動がおこなわれ、基本米価を「生産費並びに所得補償方式」による算出を要求し、農家一戸一枚のハガキによる要求や全国農民総決起大会などを開いて氣勢をあげた。この年の決定米価は石当り一万三二二円五〇銭であった。これ以後米価要求闘争が毎年組織的におこなわれるようになった。

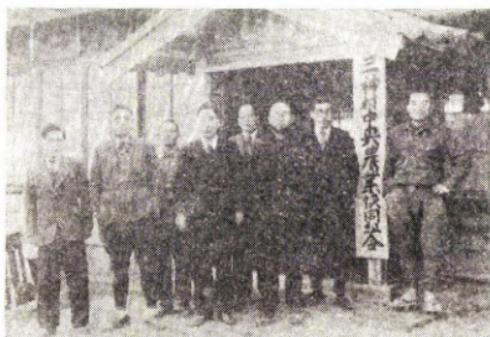
(三) 農業協同組合の設立と運動

農協法の公布

農業協同組合法制定の出発点となったのは、昭和二十年G・H・Qが日本政府に提示した「農地改革についての覚書」で、農地改革と農協の育成が農村民主化の重要施策として「非農民的利害に支配されず、かつ日本農民の経済的文化的進歩を目的とする。農村協同運動の醸成ならびに奨励計画」を樹立するように強く指令してきた。（前述）

昭和二十二年十一月十九日に公布された「農業協同組合法」は、小生産者である農民の自主的な協同活動を組織することによって、農民の利益をまもり、自作農が再び小作農に没落しないようにしようとするものであった。

この法の公布と同時に「農業協同組合法の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律」が出され、戦時体制下で生れた



三神村中央農業協同組合事務所

農業団体法や蚕糸業組合法を廃止し、戦前からの農業会、生糸輸出業組合、養蚕実
行組合などが解散した。

昭和二十二年六月東京で、日本農民組合などの農業団体によって中央農業復興会
議が結成され、八月に福島県農業復興会議がつくられた。この会議の今後の基本方
針の中で「農業協同組合の建設」がかかげられ、また十二月には県経済部の中に
「農機協同組合課」が設置され啓蒙や組合設立推進に当たった。

農業協同 組合の設立

これまでの農業会は解散し新しく農業協同組合が設立されるこ
とになった。農業会をそのまま農業協同組合に改変することは
認めないという考え方はすでにG・H・Qから示されていた。し
かし具体的になると農業会より資産の貸与や財産の分割をうけての出発であったか
ら、戦前の農業会とはまったく別の新しい論理で誕生したとはいえ、零からの出発
ではなかった。

三神村では藤井英由・松山與一らが中心となり設立の準備がはじめられた。設立が具体的になると村を形成する南部と
北部との地形的利不便が両方部民の利害の対立となり、大きな争点となった。三神村では古くから、役場位置、学校の位
置などをめぐって南部と北部の住民の対立が起っており、その解決には苦慮してきたが、またしても組合の位置をめぐっ
て対立し話し合いが続けられたが解決しないまま、設立期限である昭和二十三年三月を迎え、二つの農協を設立すること
になった。もともと農協は設立の自由（発起人一五名以上で設立できる）、加入・脱退の自由が認められる民主的組織で
あるから、変則的なことではなく（一町村に二組合以上設立された町村は県内で四〇）容認されなければならないこと
であった。

昭和二十三年三月七日三城目澄江寺で設立準備会が開かれた発起人代表松山與一らの組合は、三月二十五日創立総会が



中畑農業協同組合事務所

おこなわれ、三神農業協同組合として、三城目上町に事務所を定め正式に発足した。初代組合長関根光之助・二代渡辺欣吾・三代酒井寅三郎・四代飯島幸と合併まで続く。

一方、三神村中央農業協同組合は、設立発起人藤井隆次外一八名で設立準備会を開き、三月二十六日神田共同作業場を会場に創立総会をおこない、事務所を神田字東笠に定めて発足した。初代会長藤井英田・二代関根作之助・三代菊地義夫で合併まで続く。

三神農業会の解散は二十三年八月に解散しているが、二つの農協が設立され、これを引継ぐかたちとなったため、資産処理委員会の精算に手間どり、二十四年三月二十九日三神中学校で解散総会をおこなっている。

その後、二つの農協は併存したまま、戦後の農業の復興と農民生活の向上・経営の安定のため努力が続けられることになる。

中畑村では、昭和二十三年三月二十日創立総会を開催し、七月一日中畑農業協同組合が設立された。初代組合長遠藤重太郎・二代岡崎長一郎・三代遠藤重太郎・四代小針弥太郎・五代後藤胖・六代岩谷好が選任されている。

矢吹町では、昭和二十三年三月、伊藤八郎外三二名が発起人となり、矢吹町農業協同組合として発足。初代組合長野木茂・二代熊田未治・三代近藤正三・四代佐久間平司・五代須藤利治が選任されてきた。創立総会は富永会館で開かれ、事務所を矢吹町西側の仲西力雄宅地内に設けた。

三神農協の合併

昭和三十年合併した新しい矢吹町が誕生すると、三神地区の二つの農協の合併が要請される。昭和三十一年一月、三神・三神中央農協合併推進会議が結成された。二月に第一回農協合併協議会が開かれ、合併推進の具体案が協議された。しかし具体化しなかった。三十三年三月



三神農業協同組合事務所

県からも合併勧告を受けるなどして、ようやく三十四年一月になって具体的な部落座談会などの日程がくまれ、合併理由書などもつくられた(『矢吹町史』4巻資料)。しかし進展のみられないままに終わっている。(『矢吹町史』4巻資料)。

昭和三十六年、農協の体質改善・体制の刷新に拍車がかかけられ三月に「農協合併助成法」が公布され、県も「総合農協合併促進要綱」を定め、「五ヶ年間に一市町村一組合を原則とする」などの方針がだされると昭和三十三年以来継続していた合併の話し合いも大詰となり、「合併経営計画書」(『矢吹町史』4巻資料)が作成され、具体的日程が決定し、対等合併で新設組合を設立することになった。

二つの農協は第一三回総会で議論の末、合併を決議した。五月十七日両農協の代表によって設立委員会がつくられ、これに創立事務が一任され会合が重ねられた。六月二十一日合併設立登記を完了し、ここに「三神農業協同組合」が新しく誕生した。初代組合長に関根義直が選出された。

農協発足以来一三年ぶり、合併の気運がでて四年ぶりで大同団結がなった。十月三日に合併記念大会が三神中学校体育館で盛大におこなわれ、今後の躍進を誓い合った。二代組合長は小針三男となり、ますます発展する。

昭和四十年代に入ると行政の広域化がすすめられ、農業にも農業生産の再編成、首都圏農業の確立、広域営農団地の形成などが要求され、資本主義経済の中で農業協同組合の在り方が問い直されはじめた。

昭和四十八年に西白河地方広域農協合併の動きが出てくる。郡内の各農協は検討をはじめ白河市農協外、関平・吉子川・西郷・川崎・三神・東・滑津・大信の九農協が合併して「白河農業協同組合」が設立された。昭和四十九年二月二十六日認可され三月一日より発足した。これにより三神農協は解散し旧事務所は白河農業協同組合三神事業所となっ

た（『矢吹町史』4巻資料編。Ⅲ61—157—158）。

農協の活動

農協の事業開始の当時は、食糧不足の時代であり、インフレーション・統制経済下にあつて自由な経済活動はできなかった。専ら農政の窓口として農家への融資、補助申請、供米・貯畜・貸付などの業務を主とし、また、農産物加工場を設置した。昭和二十三年矢吹町農協では、榨油工場を設置し、登録している（『矢吹町史』4巻資料編。Ⅲ61—157—158）。二十四年には、中畑農協で精米・精麦・製粉・製麵工場の設備をし事業を開始した。

やがて統制経済から自由経済へ移行され、米麦・肥料などは登録制になり、雑穀は自由販売となり農産物の集荷をおこなうようになってくる。そして倉庫やその他の附属施設を整え、多角経営になり、信用事業・共済事業・購買事業・販売事業・営農指導事業・農政活動などをおこなうようになってくる。

その事業の推移を中畑農協の場合にみるとまず信用事業であるが、貯金と貸付の業務は中心業務の一つであるが貯金は、三十七年から一億円を越え、五十二年に二十億円を越え一戸当り三七〇万円になっている。貸付は四十二年に二億円を越え、その後増加の傾向にあり近代化資金、営農の投資金の貸付が目立っている。国内の高度経済成長と消費の拡大、三C時代（自動車・クーラー・カラーテレビ）などといわれ、農業の大型化、機械化の傾向に拍車をかけ、住宅投資（新改増築）も増加した。その推移は第20表のとおりである。

第20表 中畑農協信用事業の推移

年 度	貯 金	高	貸 付	高
昭和三年	四、一五、六〇〇円		九七、四〇〇円	
三七年	一六、六三、七五〇円		三、九九〇五〇円	
三九年	三七、六四、一六〇円		三、一五、一六〇円	
三七年	一一、七五、〇〇〇円		七、五〇、〇〇〇円	
四二年	六、八〇、〇〇〇円		二〇、六〇、〇〇〇円	
四七年	九〇、〇〇、〇〇〇円		五二、〇〇、〇〇〇円	
五二年	二、〇〇、〇〇、〇〇〇円		一、一五、〇〇、〇〇〇円	

共済事業は二十九年から出発して生命共済をはじめ、三十一年から建物共済を加え五十二年で三六億円の保有高を示している。購買事業は五十二年で飼料四二パーセント、肥料一〇パーセント、生産資材一八パーセント、農機具七パーセント、農業五パーセント、油類五パーセント、食料品五パーセント、その他ガス、家庭薬、衣料品、雑貨の順と

なっており、三十七年以後の飼料・生産資材の購買の伸びが目立っている。

販売事業は米・雑穀がその主流であったが三十七年から畜産・野菜の出荷販売がはじまる。この頃から米作中心の農業から畜産・野菜など多角経営の農業に転換していくようすを示すもので、やがて米作の制限・作付転換などゆれ動く農政の中で表類の生産の減少、トマト・キュウリ・パントムなど野菜の生産が増加し、肉豚・牛乳・食鶏・仔豚などの畜産もふえる(第21表参照)。

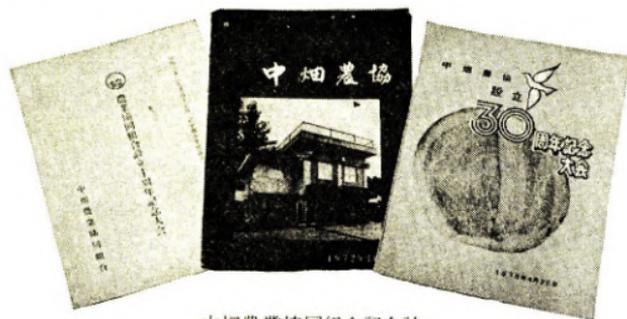
このような事業の推進に重要な役割を果たしている分野に、営農指導事業がある。技術指導・経営相談など多岐にわたる活動をしているが、昭和三十四年の食用トウモロコシ(クロスパントム)三十七年よりの食用トマト、三十九年キュウリ栽培の導入・奨励、畜産の奨励など経済情勢・農政に合わせた営農を追求し努力している。また、組合員の農協青年連盟(農青連)、農協婦人部などによる米価闘争などの農政に対する要求運動や生活改善の運動、組合員の教養を高める運動なども見逃せない。さらに諸施設の整備・拡充をはかり倉庫・集荷所・選果場・種子センター・稚蚕共同飼育所・育苗

第21表 中畑農協販売品目の推移

年度	穀類 (%)	畜産物 (%)	野菜類 (%)	その他 (%)
昭和三	1,047,000円 (66.6%)	523,000円 (32.2%)	100,000円 (6.2%)	0円 (0%)
昭和四	1,110,000円 (60.0%)	510,000円 (27.5%)	100,000円 (5.5%)	100,000円 (5.5%)
昭和五	1,010,000円 (54.4%)	520,000円 (27.8%)	300,000円 (16.1%)	100,000円 (5.3%)
昭和六	1,110,000円 (57.1%)	510,000円 (26.8%)	300,000円 (15.7%)	100,000円 (5.3%)

第22表 中畑農協購買・販売の推移

年度	購 売 金 額	販 売 金 額
昭和三	1,150,000円	1,150,000円
昭和四	1,370,000円	1,000,000円
昭和五	1,400,000円	1,000,000円
昭和六	1,400,000円	1,000,000円
昭和七	1,400,000円	1,000,000円
昭和八	1,400,000円	1,000,000円
昭和九	1,400,000円	1,000,000円



中畑農業協同組合記念誌

施設・購買店舗などを整えている。

昭和五十三年四月中畑農協は設立三十周年記念大会を開き、その記念誌に組合長岩谷好は次の一文をのせている。

ごあいさつ

中畑農業協同組合

組合長理事 岩谷 好

本日は、わが組合の第三十回通常総会に引続き農協設立三十周年記念大会を開催致しましたとろ、お忙しいなか来賓各位のご臨席を賜り、組合員の皆様の大多数の御参加をいただきまして、盛大に開催できますことは主催者として誠に喜びに堪えないところであり、心から感謝申しあげます。

省みますと、わが組合が農業会より民主的な農業協同組合に生れ変わったのは、昭和二十三年であります。それから早くも満三十周年を経過しております。設立当初からこの仕事に携さわってきた私としましては、誠に感慨無量のものでございます。戦後の不安定な経済情勢の中で、農業会から引継いだ不良在庫をかかえ、過少自己資本に加えて、ドッチラインによる金融引締め政策の影響をまともうけ、イバラの道を歩み、経営に四苦八苦をしたことが昨日のように思い出されます。

幸にして、組合員皆様の絶大なる御協力と歴代役職員のたゆみない努力そして関係各機関の温かいご指導とご援助により、幾多の困難をのりこえて進展し、昭和四十年には全国中央会より優良農協として表彰せられるまでに躍進したわけでありますが、その後は変転する諸情勢に対応して着実なる発展の道をたどり、更に四十六年には全中の特別表彰をうけるに至りました。

今日では、指導事業をはじめ、販売、購買、信用、共済など広範なる事業の積極的な展開により、組合員の営農と生活の向上に大きな役割を果しているばかりでなく、地域の社会経済の進展に大きく貢献出来る体制の確立をみるに至っておりますことは、誠に御同慶に堪えないところでございます。然しながら、農村農協をとりまく諸情勢は、水田利用再編対策、農畜産物の輸入の促進等、組合の創業時にもましてきびしいものがございます。

この時にあたり、われわれはこれまでの足どりや、積み重ねられた尊い業績をふりかえり、これからの共同活動を原点から固め直す絶好の機会とし、組合員の皆様が家族ともども生き甲斐と幸せのある健康で文化的な暮しができますよう農協運動を通じて、農村に明るい灯をもととしてまいりたいと存じます。

なお、本日は本組合の発展に寄与されました農事組合、各作目部会、その他の協力組織並に功業者に感謝状、表彰状を贈り、ご芳苦に報えることと致しております。

ここに改めて、組合運動に御尽力を賜りました諸先輩の皆様方、功業者の皆さまさま方に対し、深甚なる敬意と感謝の念を捧げごあいさつと致します。

昭和五十三年四月二十五日

〔中畑農協設立三十周年記念大会誌〕抜粋〕

戦後の農協の歩みは農民の歩みでもあり、農政の反映でもある。

農業共済組合

昭和二十三年組合員の不慮の事故によって受けることのある損失を相互に補償し、農業災害の補償などをおこなう農業共済組合が設立される。三神村農業共済組合（二月）・中畑農業共済組合（三月）・矢吹町農業共済組合（三月）である。この三組合は町村合併のおこなわれた後に合併して、矢吹町農業共済組合となる（昭和三十一年三月）。

有線放送電話

昭和四十二年農業の近代化の進む中で、農産物流通の情報の交換、農民の生活文化の向上をはかるために有線放送電話（有放）の設置をのぞむ声が高くなり、四十一年度の矢吹町・中畑・三神農協の総会において議決し三農協の共同事業として有線放送電話設置委員会が構成された。これに町当局も加わり各農協から六名の委員と町長・議会議長・町産業課長の二名の委員で準備をすすめた。

ちょうどこの時期に、電信電話公社は放送と通話を分離することをめざして「農村集団自動電話」（農集電話）の普及をはかり有線放送電話の通話機能を制限しようとした。これが全国的な問題となり、郵政審議会に持込まれ農村側委員と郵政側委員の対立になるなどしたが、その答申は「すべて現状維持とし、有放は公社電話の補完的役割を果たすもので、五、六年先に再検討すべき」という方向でなされた。



有線放送電話施設

有放がすでに設置されている他地域は直接の影響はないにしても、農集電話の加入促進は、矢吹町においては有放設置と競合するかたちとなってしまった。矢吹町農集電話設置推進協議会（発起人佐久間平司・丹野亀吉・渡辺直良・円谷直明ら）が生まれ、加入者の獲得が同時期におこなわれていった。

しかし有放は放送機能をもっところから、組合員・非組合員・公共機関・病院などの加入もあり、四十二年九月着工し四十三年七月完成した。総事業費九、三六〇万円加入者一、七三〇名、「矢吹町有線放送電話経営協議会」が設立され運営されている。

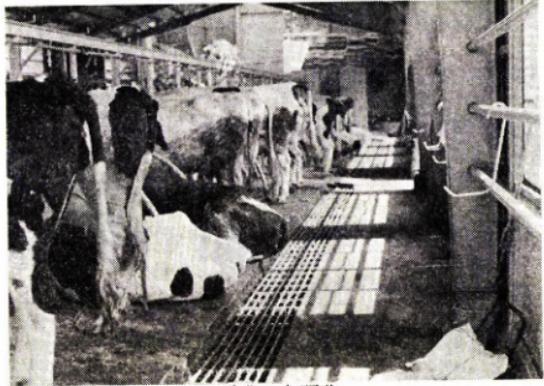
酪農組合

酪農経営の歴史は浅く、農業経営としての酪農はあまりみられなかった。当地方の酪農振興に画期的な転機をもたらしたのは、昭和二十三年八月、県南農村工業農業協同組合県南工場（白河）がその事業経営の一端として北海道・山形より乳牛六七頭を導入し、農家に貸付たことにはじまる。

これら県南工場から乳牛の貸付を受けた農家が白河方部酪農組合を任意につくり、相互の連絡や研修をしていた。矢吹でも貸付を受けた農家はこれに参加していた。

一方昭和二十二年矢吹に日本酪農講習所が設置され、その指導を受けながら酪農家が生まれ、昭和二十四年三月に矢吹方部酪農協同組合が設立され、矢吹・中畑・三神・大屋・信夫・滑津・川崎・鏡石・広戸の地区の酪農家が加盟し、事務所を矢吹駅前佐久間保衡方に置き、森永乳業福島工場に鉄道客車便で牛乳を送った。

その後、県南工場は県経済連に合併され事業を休止することになり、白河方部



酪農の多頭化

酪農組合と矢吹方部酪農業協同組合は、昭和二十六年五月に合併し、西白河酪農業協同組合を設立し、事務所を白河市郭内農協団体事務所内に置き、白河・西白河郡一円の酪農家を組織した。

昭和二十七年七月には西郷村に農協・開拓組合により乳牛が導入され、西郷村酪農業協同組合が創立され、昭和三十一年七月にこれを合併して西白河酪農業協同組合が拡大され、事務所を白河市昭和町に移し、処理場・市乳事業を開始した。

昭和三十一年、政府は農工の格差を是正し農業経営の改善をはかるために、「新農山漁村建設総合対策事業」を進めた。これを受けて矢吹町は、「農山漁村振興計画」を昭和三十四年に立案し実施した。その中で畜産の振興をはかるとして乳牛三一五頭を二カ年間で一、〇〇〇頭にふやす目標をたて、サイロ・畜舎の増設・集乳所・牛乳処理所等共同施設の設置を計画し牛乳処理所が建設された。

この方針にしたがって矢吹町の酪農家はさらにふえ、矢吹町酪農組合・三神酪農組合・中畑酪農組合が生れ、昭和三十年三月「福島県南酪農組合連合会」が結成され、牛乳処理などの共同事業をすすめている。

乳牛飼育のはじまりは、明治十三年（一八八〇）にさかのぼる。鏡石村に宮内省御開墾所が設置され、その時乳牛が移入されたのが本県の乳牛飼育のはじまりである。矢吹では昭和十六年（一九四一）七月中畑の弥栄部落に乳牛三〇頭を入れ、弥栄酪農組合をつくって本格的に乳牛を飼育しはじめたのがはじまりであるといわれている。

酪農家は昭和二十五年で四三戸、飼育頭数四八頭と全くすくなく一戸当り平均一・一頭で当時としてはめずらしかった。その後三十年代に入ってふえてきたが、飼育農家が増加しているので一戸当りの飼育平均頭数はあまりふえていな

第23表 矢吹町酪農家数・飼育頭数・一戸当り平均頭数

年度	酪農家数	飼育頭数	一戸当り平均頭数
昭和三年	四三戸	四八頭	一・二頭
三五年	三六	二九	一・三
四〇年	三〇	二八	一・八
四五年	二六	七三	二・六
五〇年	二二	四七頭	四・二

〔農業センサス〕

(藤田正雄)

い。四十年代に入ると酪農家の生産性が問題となり、多頭飼育の傾向がでてくる。各酪農家は加盟組合の取引乳業メーカーに牛乳を販売するが、飼料・生産乳とも大手メーカーの系列化におかれ採算価格の面で問題が多く、その上乳製品の輸入などによるしわよせも受けることになり経営上の困難も多い。

第二章 ゆたかな町づくりへの出発

一 町村合併

(一) 町村合併の促進

町村合併促進法の制定

昭和二十八年(一九五三)九月一日、法律第二百五十八号によって町村合併促進法が公布され、同月一日に施行された。この町村合併は、明治二十一年(一八八八)六月の市制町村制施行に先立って政府が内務大臣訓令によって、従来の町村を一挙に五分の一に統合した合併以来の大規模なもので、

地方行政の上で画期的なものであった。